

むつ市議会第212回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成24年6月15日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）22番 鎌田 ちよ子 議員

（2）17番 村中 徹也 議員

（3）13番 濱田 栄子 議員

（4）1番 上路 徳昭 議員

【質疑、討論、採決】

第2 議案第43号 平成24年度むつ市一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

19番	富	岡		修
-----	---	---	--	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島			進	公営企業 管業者	遠	藤	雪	夫
代査委員	小	川	照		久	選挙管理 委員会	畑	中	政	勝
農委員 会長	立	花	順		一	総務政 策長	伊	藤	道	郎
財務部長	下	山	益		雄	民生部長	奥	川	清	次郎
保健福祉 部長	松	尾	秀		一	経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷			晃	川内庁舎 長	布	施	恒	夫
大畑庁舎 長	工	藤	治		彦	協野所 舎所長	猪	口	和	則
会管総政 理出納室 長	大	橋			誠	選挙管理 委員会	氣	田	憲	彦

監事	委員	局長	星	久	南	農委事務局長	山	口	勝	美
教育局	部長	部長	齋	藤	人	農委事務局長	岩	崎	若	男
公企	業長	道長	齊	藤	司	農委事務局長	清	藤	巡	一
局下部	務進	部策監	石	野	了	農委事務局長	竹	山	清	信
財政推	生理	部事	杉	山	重	農委事務局長	古	川	俊	子
民副市久課	一	長	工	藤	利	農委事務局長	鹿	内		徹
保福副生課	社理	部事	二	本	柳	農委事務局長	吉	田		正
經副農課	福	社理	望	月	操	農委事務局長	小	鳥	孝	之
建副都課	濟理	水	坂	野	幸	農委事務局長	川	森	浩	史
教委事副川教	林	部事	杉	山	信	農委事務局長	柳	谷	孝	志
公企副營	設理	建	野	藤	賀	農委事務局長	瀨	川	英	之
總政總總	市	業	村	田	尚	農委事務局長	氏	家		剛
總政防課	業	課	山	本	宏	農委事務局長	畑	中	秀	樹
民市	課	長				農委事務局長				

環境政策部 部長
 民生部 課長
 民環課
 経農水産部 課長
 建設部 課長
 土木部 課長
 建設部 課長
 大産業部 課長
 総政防政主 策
 総政総主 策務

東 雄 二
 二本柳 茂
 佐藤節 雄
 坂井 隆
 須藤勝 広
 栗橋恒 平

市民スポーツ部 課長
 建設部 課長
 建設部 課長
 協野建設部 課長
 市民スポーツ部 課長

樋山政之
 下山房雄
 荒谷保
 杉山直規
 加藤昭広

事務局職員出席者

事務局長
 総括主幹
 主任主査

須藤徹 哉
 濱田賢 一
 石田隆 司

次長 査
 主任主査
 主査

柳田諭
 小林睦子
 村口一也

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより鎌田ちよ子議員、村中徹也議員、濱田栄子議員、上路徳昭議員、横垣成年議員、浅利竹二郎議員、菊池光弘議員、東健而議員、佐々木隆徳議員、目時睦男議員、工藤孝夫議員、川下八十美議員、中村正志議員、佐賀英生議員、大瀧次男議員の順となっております。

今日は、鎌田ちよ子議員、村中徹也議員、濱田栄子議員、上路徳昭議員の一般質問を行います。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（山本留義） まず、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。22番鎌田ちよ子議員。

（22番 鎌田ちよ子議員登壇）

○22番（鎌田ちよ子） おはようございます。公明

党、公明・政友会の鎌田ちよ子です。むつ市議会第212回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

昨年の3.11東日本大震災以降、悲しい、つらいニュースが続いてきた中、ビッグニュースが飛び込んできました。今月9日に行われた陸上日本選手権400メートル障害決勝で、地元大平中、大湊高校出身、現在法政大学の岸本鷹幸選手22歳がほかの走者を寄せつけない48秒41の好記録で2連覇を達成し、初のロンドン五輪代表に決定、もやもやを吹き飛ばし、むつ市民に感動と希望、勇気を運んできてくれました。また、本市から1996年アトランタオリンピックボートに吉田理子さん、渋田紀子さん、2000年シドニーオリンピックに吉田理子さんが出られました。吉田さんは、現在青森西高校で教諭として後進の指導など活躍されています。限界に挑むアスリートの汗と涙の姿、その真剣勝負の戦いに、だれもが素直に心の底から感動し、勇気を奮い起こします。

近代オリンピックの父、クーベルタン男爵は、人生は美しい、闘うがゆえに美しいと語りました。夢の舞台に立つまでの選手一人一人の勝ち負けを超越した苦闘と栄光のドラマを想像するにつけ、人間性の輝きは飽くなき挑戦の中でこそ鍛えられていくものとの思いを新たにしています。

ところで、弘前市では今年度スポーツの技術力向上や意識高揚、ジュニア競技者の育成及び強化を図るため、一流の選手と指導者を招聘し、教室、講演会、試合などを行う団体等を支援するトップアスリート招致支援事業を実施しています。本市におきましても、むつ市子ども夢育成基金として教育委員会が事務事業を所管しています。吉田さん、渋田さん、岸本選手に続くオリンピックに送り出せる選手育成の大きな目標を達成するため、育成基金を支援事業として格上げし、弘前市のように市直轄の事業として全国大会、世界大会に出

られる選手を育てる事業としていただきたいと強く念願しています。

これより市民の命と生活に密着した質問をさせていただきます。市長並びに理事者におかれましては、心あるご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1は、心の健康、命を守る施策、うつ病、自殺予防対策についてお伺いいたします。

ちょっと熱っぽいかな、風邪かなと医師の診察を受けたり薬を飲んだりすることは、ごく自然なことです。しかし、うつ病かもしれないと病院を受診する人は多くありません。

厚生労働省が毎年発表している自殺で亡くなった方は、金融危機の真ただ中であった1998年に前年比8,472人増となる3万2,863人を記録して以来、13年連続で年間3万人を超える異常事態が続いています。そうした中、厚生労働省は2010年1月、「誰もが安心して生きられる、温かい社会づくりを目指して」をテーマに、自殺、うつ対策の経済的便益の推計額は2009年の単年度で約2.7兆円に上るとしています。また、自殺やうつ病がなくなった場合、10年での国内総生産引き上げ効果は約1.7兆円と推計されます。うつ、自殺は本人や家族が悲しむだけでなく、大きな損失です。心の健康と命を守る施策について、現状と課題をお伺いいたします。

次に、こころの体温計についてであります。うつ病の早期発見を促すため、携帯電話やパソコンを活用し、手軽に心の健康チェックができるこころの体温計というメンタルセルフチェックシステムがあります。具体的には、人間関係や生活の充実度、心の健康状態を全13項目の質問に答えてもらい、利用者の心理を判定、判断結果が、利用者自身をあらわす水槽で泳ぐ金魚と、社会的ストレス度を示す猫などの複数のキャラクターと、落ち込み度に従い濁る水の透明度としてイラストで表現され、利用者は自分の心理状態を視覚的に確認

できます。また、身近な人の心の状態をチェックする家族モードと育児ストレスなどを調べる赤ちゃんママモードもあり、それぞれの判定結果の画面では、市や県の相談窓口や専門病院などへの連絡先を紹介しています。

現在全国の自治体多数がこのシステムを導入しています。うつ病の早期発見ができ、早く気がつけば専門医への受診が早くなります。本市においても導入すべきと考え、1、うつ病疾患患者の動向について、2、予防対策について、3、こころの体温計システムを市のホームページに掲載することについてお伺いいたします。

次に、特定健診の充実についてであります。平成20年4月から、40歳から74歳までの方を対象とした特定健診、特定保健指導事業が行われております。この健診制度は、日本人の死因トップスリー、がん、心臓病、脳卒中など生活習慣病を予防し、ふえ続ける医療費の抑制を目的とし、各医療保険者に実施義務づけられています。生活習慣病の予防であるメタボリックシンドロームの予防と解消を効果的に進めるため、特定健診でメタボ予備群の人を見つけ、保健指導をリスク別に、非該当者には情報提供、ミドルリスク者に動機づけ支援、ハイリスク者に積極的支援と、状態に合った指導を受けることができる体制としました。

ところで、高血圧、脂質異常、高血糖、肥満の4項目に当てはまり、医師が必要と判断した場合を除き、平成19年まで30歳以上の方を対象に行われていた総合健診で対象にしていた心電図、眼底検査、血液検査による血清クレアチニン検査や尿酸検査、貧血検査など、7項目は受けられなくなり、個々に実費となりました。病気の早期発見、早期治療ができにくくなり、医療費の抑制どころか増大につながると懸念します。他の自治体では、これらの検査項目は生活習慣病の予防と早期発見のために必要であるとして特定健診に追加してい

ます。本市の健診体制について、このままでは心配です。特定健診充実についてご見解をお伺いいたします。

次は、国保事業の充実についてであります。医療制度改革により、国民が元気な老後を送るために、そして医療や介護にかかる費用を減らすという2つの目的で老人保健法が廃止され、高齢者医療確保法と変わり、また国保の保健事業として実施されていた人間ドックなどの予防事業は財源の重点化を図り、保健事業の再構築を図っています。1、国保世帯数、被保険者数、1人当たりの医療費と県内順位について。2、国保事業の実績と今後の対策について。3、国保事業の充実による市民の健康確保についてご見解をお伺いいたします。

質問の2は、環境行政、インクカートリッジの資源化についてであります。メーカーによる使用済みインクカートリッジ回収率は10%以下で、大半はごみとして廃棄されています。一つ一つは小さいのですが、使用済みインクカートリッジ1個30グラムとして、年間消費量の約8割、5,000トンがごみとして廃棄されており、ごみ処理費負担となっています。インクカートリッジ里帰りプロジェクトは、こうした状況に対処すべく、主要メーカー6社の共同活動として公共性の高い郵便局や自治体拠点での回収を行う公益認定を取得した遵法活動として行っているのがインクカートリッジ里帰りプロジェクトです。

目的としまして、使用済みインクカートリッジを回収、再資源化することで地域社会と地球環境に貢献するとし、インクカートリッジメーカー及び販売元として環境施策、業界一丸となった回収、リサイクルの促進、ごみ減量や資源循環型社会形成への貢献をうたっております。使用済みインクカートリッジを専用回収箱に入れ、それを郵便局員が回収し、長野県諏訪市の仕分け作業所に運び、

メーカーごとに仕分けをして各メーカーへ戻します。リサイクル方法は、各メーカーによっては異なりますが、リデュースや製品への再資源化を初めさまざまな用途で再利用します。

里帰りプロジェクトに参加の場合の負担につきましては、職員が回収台を最初のみ組み立てし、回収箱をその上に設置する、箱が満杯になったら梱包し、出入りの郵便局に取りに来てもらうというもので、費用はほとんどかかりません。私は、5年前からインクカートリッジ購入時に回収箱が設置されていた電気店にまとめて持っていくようにしていました。その後使用済みインクカートリッジはベルマーク5点となることを知り、地元小学校のベルマーク回収に協力してきました。電気店、パソコン教室、カメラ店、保育園、いろいろな方にご協力をいただき、定期的に回収し、地元小学校に届けています。インクカートリッジを自治体で初めて回収したのは北九州市で、その後東京都庁、長野、福島、愛知、青森、鳥取の各県庁舎でも回収し、全国に広がりました。この事業は、平成20年から販売元の6社で始め、初年度70万個回収、CO₂排出を30トン削減しました。これは、杉の木3,700本分のCO₂吸収量に相当しました。インクカートリッジ再生資源の割合の高まりは、地球温暖化対策になります。ご所見をお伺いいたします。

質問の3は、市民生活の利便性についてお伺いいたします。市民の皆様は、市役所といえば住民票をとるか税金関係の手続に行くところと思っているのではないのでしょうか。市民と市役所の接点として最も多く、かつ数少ない接点の一つである市役所の窓口業務の改善は、市民サービス向上のうえで最も重要と考えます。市長初め担当課の皆様におかれましても、その認識のもと、窓口サービス専門員の配置を初めとして本市独自の取り組みをされ、努力してこられたと認識をしております。

す。

ところで、市民の方からの要望です。高齢者や障害者の方が印鑑登録や住民異動届などの申請書類などを座ってゆっくり書くことができるいすつき記帳台設置についてお伺いいたします。

次に、公共サイン整備についてお伺いいたします。公共サイン計画とは、本市の持つ歴史、自然、公共施設などの情報を市民や来訪者にわかりやすく正確に伝達する手段として公共案内板を統一的なデザインにし、誘導、案内機能の充実を図ることを目的とした事業です。教育委員会を初めとする歴史案内、観光を含めた案内サイン、災害発生時避難場所への誘導サイン、そして記名サインや説明サイン等々、本市のトータルの公共サイン計画はどのように進められてきたのでしょうか、お伺いいたします。

さまざまなサインは、平時はもちろん、有事のときに速やかに、迷わず目的地に到達することで。一般的には、地域住民あるいは観光などの目的で来訪される方が主体と思いますが、さらには外国人、高齢者、障害者の方への対応も求められており、公共サイン計画についてはさまざまなニーズにこたえることのできる細やかな配慮が必要と考えます。そして、公共サインの持つ役割は、都市景観を構成する重要な要素です。

1、統一された公共サイン整備とアクションプラン作成について、2、公共整備ガイドライン作成について、3、本市全体でトータル的に取り組んでいくことが必要と考え、現状と今後の取り組みについてご所見をお伺いいたします。

以上、3項目にわたり質問いたします。市長並びに理事者の皆様には、具体的で実りあるご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

質問の要旨の第1点目の心の健康、命を守る施策について、この部分での要点②、こころの体温計の導入についてのご提案につきまして、まずお答えをいたします。

この導入につきましては、メンタルセルフチェックシステムとして、携帯電話やパソコンを利用し、気軽にいつでもストレスや落ち込み度をチェックできるものでありますが、専門機関等に相談するきっかけとなり、早期発見、早期治療に結びつける有効な手段の一つと認識しております。現在各地で導入されていると伺っておりますが、当市での導入につきましては、実施している自治体の状況等を参酌しながら、今後積極的に検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、特定健診の充実についてのご質問にお答えいたします。平成20年度から市町村が実施する基本健診が、医療保険者が実施する特定健診に移行したことにより、基本的な検査項目として既往症の調査、医師による診察、身体計測及び腹囲測定、肥満度を判定するBMI測定、血圧測定、尿検査、血液検査による肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査の9項目と、詳細な検査項目として血液検査による貧血検査、心電図検査、眼底検査の3項目に分けられ、基本健診で受けられた心電図検査、貧血検査、眼底検査は、医師の判断で必要とされた一部の受診者のみが受ける内容となりました。

平成20年度は、むつ市においても国の指針どおり、詳細な検査項目については医師の判断のもと、該当者に実施しておりましたが、検査項目減少の影響により受診率が低下いたしました。むつ市の傾向として、以前より高血圧、糖尿病、脂質異常での精密検査を要するものが多いことから、平成

21年度から詳細な検査項目も追加し、移行前と同様に受診者全員に受診していただくことで一層の受診率の向上を図っております。

今後は、生活習慣病を改善するための特定保健指導への参加を推奨するとともに、糖尿病等の有病者及び予備群を減少させるよう引き続き事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の要旨の1点目、心の健康、命を守る施策につきましては、先ほどのこのころの体温計以外につきましては担当からお答えいたします。

次に、ご質問の要旨の第3点目、国保事業の充実についてお答えいたします。ご質問の第1、国保世帯数、被保険者数、1人当たりの医療費について及び第2国保事業の実績と今後の対策につきましては、担当部長からお答えいたします。

ご質問の第3、国保事業の充実による市民の健康確保についてであります。これまでも特定健診受診率向上のため、勧奨通知及び広報強化を図ってまいりましたが、国の示す目標には達していない状況であります。

病気の発症や重症化を未然に防ぐという意味で、特定健診事業の果たす役割はとても重要であり、その受診率向上は保険者としての責務と考えているところであります。今後受診率向上をなお一層図るため、その対策を検討してまいりたいと考えております。

市民の健康と安心を守るため、特定健診事業を初めとした予防事業のさらなる充実に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、環境行政のインクカートリッジの資源化についてのご質問にお答えいたします。インクカートリッジの資源化についてのご質問ですが、議員ご承知のとおり、インクカートリッジ里帰りプロジェクトは、販売メーカー6社と日本郵政グル

ープの共同プロジェクトにより使用済みインクカートリッジの回収ボックスを郵便局へ設置し、回収されたものをリサイクルする事業であります。市内では、むつ郵便局、川内郵便局、大畑郵便局で行われており、当市のホームページにおきましても、平成22年6月より掲載して周知に努めているところであります。

また、このプロジェクトは賛同する自治体でも設置可能でありますことから、県内では青森県、青森市、弘前市、八戸市が参加しておりますほか、電気量販店や学校におきましても独自に実施している状況にあります。

市内でリサイクルされないインクカートリッジは、現状ではごみ袋に入れられ焼却処分されておりますが、インクカートリッジのようにリサイクルできるものは積極的にリサイクルを推進すべきものと考えます。市といたしましても、リサイクル率を高めるため、インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加し、設置場所等を含め実施する方向で進めてまいります。

次に、市民生活の利便性についてのご質問の第1点目、市民サービスの向上についてお答えいたします。申請書の記載台についてのご質問であります。本庁舎市民課及び分庁舎市民福祉課の現在の状況についてご説明いたします。

まず、本庁舎市民課におきましては、受け付け前のロビーに立って申請書を記載する記載台が3台設置されており、3台のうち1台には車いす専用の記載台1台が併設されております。また、市民課受付カウンターわきには、座って申請書の記載ができる場所として、ローカウンターを設置しております。この場所には、座って記載ができる旨の張り紙等をして、周知に努めているところであります。

次に、分庁舎の状況であります。川内庁舎には座って記載ができるローカウンターが、また脇

野沢庁舎には座って記載ができる記載台が設置されており、また、大畑庁舎には立って記載する記載台が設置されているのみで、座って申請書を記載できる記載台は設置されていない状況であります。ご高齢の方やお体の不自由な方はもちろんのこと、市民の皆様にはゆっくりと座って申請書を記載したい方がおられるわけであり、議員ご提案のいすつき記帳台の設置につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、ご来庁される市民の皆様に対しまして心を配り、窓口サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、お尋ねの2点目、公共サイン整備についてお答えいたします。公共サインは、不特定多数の方が利用する公共性の高い標識、地図、案内誘導板等で、公的機関が設置主体となり、公共空間に設置するものであります。また、鎌田議員ご指摘のとおり、公共サインは市民や来訪者の皆様に正確な情報を的確に伝達する機能を有することのほか、だれも見やすく、わかりやすい統一されたデザインであることが要求されるものであります。現在当市に設置されております公共サインは、観光地等に誘導、案内するための目的で、設置者が独自で設置しておりますことから、統一的なデザインとなっていないのが実情であります。市全体の都市景観形成を考慮したトータル的な公共サイン計画は、今後大きな課題であり、策定に向け検討していくことが必要と考えておるところであります。

青森県では、平成8年3月に青森県景観条例を制定し、平成16年6月に制定された景観法に基づく青森県景観計画を策定し景観形成を進めておりますことから、当市におきましても県の助言、指導等を仰ぎながら、鎌田議員ご提案の公共サイン

整備ガイドラインを含めたむつ市の景観条例、屋外広告物条例、景観計画等を市民協働で検討し、都市景観とマッチした公共サインの整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 鎌田議員の保健福祉行政についてのご質問のうち要旨の第1点目、心の健康、命を守る施策について、市長答弁に補足いたします。

むつ市では、市民の方々が心豊かに元気で暮らしていくための計画「健康むつ21」に心の健康づくりを重点施策の一つとして掲げ、自殺予防に向けた正しい知識の普及啓発を中心とした普及啓発活動に取り組んでまいりました。厚生労働省の人口動態統計によりますと、平成23年度の青森県の自殺者数の概数値は356人、人口10万人当たりの自殺死亡率は26.2人でワースト7位となり、全国平均の22.9人を上回り厳しい状況となっております。また、警察庁の統計資料によりますと、自殺の主な原因は、健康問題が最も多く、次いで経済、生活、家庭問題の順となっております。

当市の現状はと申しますと、平成21年度の自殺者は26人、平成22年度は12人、平成23年度は13人と減少傾向にありますが、性別では男性の年齢別では40代から60代の中老年の比率が依然高い状況にあります。

むつ市では、このような状況をかんがみ、国の自殺対策緊急強化対策交付金を活用し、さまざまな取り組みを実施しております。主な取り組みとして、昨年度におきましては、お日様キャラバンを青森県と共催で開催し、さらには自殺予防にかかわる講演会も開催しております。また、相談窓口を掲載したパンフレットの作成や、市内の小学校、中学校、一般市民の方を対象に命の大切さをテーマとした標語を募集いたしました。標語につ

いては、小学校、中学校、一般の部からそれぞれ最優秀作品を選出し、今後市民に向けた自殺予防活動の啓発標語として市政だよりや市のホームページ等へ掲載し、有効活用してまいりたいと考えております。

市としては、今後国及び県等の各関係機関とより緊密に連携をとりながら、あらゆる機会をとらえ、引き続き命のとうとさについて啓発し、この問題に取り組んでまいる所存ですので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、うつ病患者の動向と対策についてですが、うつ病はだれでもかかる可能性がある病気であると言われており、自ら命を絶った人の中でも最も多かったとの報告もあります。むつ保健所の事業概要によりますと、むつ下北管内では躁うつ病と診断された入院患者数は、平成21年度が3人、平成22年度が4人、平成23年度は3人となっており、通院患者数は、平成21年度は80人、平成22年度は89人、平成23年度は90人とわずかながら増加しております。市においては、早期発見、早期治療に結びつけるため、相談窓口の周知や保健師による家庭訪問や電話相談も随時実施し、個別への対応もしているほか、産後のうつ病の早期発見をするために質問票を用いて支援を必要とする母親に対して地区担当保健師による家庭訪問や電話等により受診勧奨するなど、産後のうつ予防と虐待の未然防止を図っているところでございます。

うつ病は、個人的な問題としてのみとらえるのではなく、その背景にさまざまな社会的要因があると認識し、今まで以上に社会的にうつ病が正しく認識できるよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 保健福祉行政についての3点目、国保事業の充実について、市長答弁に補足してご説明申し上げます。

ご質問の第1、国保世帯数と被保険者数につきましては、年々減少を続けており、平成22年度では平均加入世帯数1万1,821世帯、平均被保険者数は2万959人となっており、少子高齢化が進む中、今後も減少が進むものと考えてございます。また、1人当たりの医療費につきましては、一般被保険者で21万1,928円、高いほうから数えて県内40市町村中22番目となっており、退職被保険者につきましては31万3,978円で、13番目となっております。

ご質問の第2、国保事業の実績と今後の対策についてでございますが、国保の保健事業の実績として、平成22年度の特定健診は、対象者1万3,633人に対し受診者2,558人で受診率18.8%、特定保健指導は、対象者341人に対し実施者54人で実施率15.8%、ともに県平均を下回っている状況でございます。また、人間ドックにつきましては、半日人間ドック196人、脳ドック100人の方が国保の助成制度を利用して受診しております。

今後につきましては、未受診者への再勧奨を初めとした受診勧奨の強化や各種媒体を活用した広報の強化、また従来より実施してございます休日診療及び個別診療の実施を含めた受診環境の整備を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 3項目にわたり丁寧なご答弁をいただきました。ありがとうございます。再質問と要望を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

2011年の統計が部長のほうから説明がありましたが、40代から60代の方の人生を最期にするという方の統計が高いとのご報告がありました。体と心の健康を守る施策の重要性が求められていると思います。県は、平成22年10月、青森県地域自殺対策セクションを設立いたしました。そして、年

3回か4回、遺族の集いを開催するなど支援体制の強化を図っています。

集いに参加された女性の方のメッセージです。「2010年11月9日、最愛の息子を失いました。24歳の誕生日を待たずに、自死という信じがたい形で私たち家族の中から突然いなくなってしまったのです。今まで当たり前だった生活が私の人生すべてがひっくり返ってしまいました。自分の人生ではなくなったような思いです。私も毎日当時の息子と私の会話、息子の笑顔、周囲の事柄が頭の中をめぐります。思い出すのではないのです。何をしても、いつときも頭から離れることがないのです。信じられない、うそだ、夢だ、苦しい、つらい、悲しい、どうしよう、だれか助けて、死にたい、もうどうにもならないんだ、心の中でいつも叫んでいました。一日に何度も何度もこの現実を再確認して驚くのです。そして、ごめんね、ごめんね、あのときあのことをしていなければ、こうしていたらと後悔と自責の念だけです。いろいろ調べてたどり着いたのが精神保健福祉センターの集いでした。ここなら、この場所なら、皆さんが同じ思いを持っている、最愛の人、自分の人生においてかけがえのない人を失ってしまったという共有の人生最大の苦しみを知っている人たちだ、そんな思いで心が安らぎました。やっと居場所が見つかりました」とつぶられていました。本市の現状は、先ほどご答弁いただきましたが、県当局また他管内機関との連携など、支援体制強化は皆さんに図っていただかなければならないと強く思うところであります。この支援体制の強化について、もう少し具体的なご答弁をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 鎌田議員の再質問にお答えいたします。

自殺対策につきましては、その背景が皆一様で

ないことから、一口に対策といってもたやすいものではございません。動機の明確な覚悟のうえでの自死、あるいは逆に原因や動機のわからない発作的な自殺などもあります。議員もご承知のとおり、例えばうつ病一つとっても、「頑張れよ」という言葉は禁句ですし、個別ケースの対応につきましても非常にデリケートな対応となります。もちろん何らかのサインを送ってくるケース、あるいはその兆候となるケースに対しましても同様の対応が必要となりますし、最終的には専門医の治療ということになるわけです。そういう意味では、行政の最低限の役割は議員おっしゃるとおり、早期発見あるいは早期の自覚と認知のためのきっかけづくり、つまりはどれだけ予防ができるかに尽きると考えます。今後とも市の関係課はもとより、ペアレントメンター、さらには保健所、必要に応じては医療機関、警察署などと連携を密にするともに、予防のための周知に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 担当課の皆様には、よろしく願いいたします。

特定健診の充実についてであります。人工透析の患者を家族に抱えている私です。10年近くになります。健診率充実に対しては、この思いの中から今回質問として取り上げさせていただきました。といいますのは、この10年の中で、同じ闘っている男性の方2人が自分の人生の幕をおろすという悲しいことがありました。そういうことで、クリアチニン検査導入については、特に思いを深くしております。

今全国で急増している人工透析、40年前までは全国で215人だったそうです。この患者さんが今や30万人を突破、急増しています。透析は、週に3回、1回平均4時間をかけて体じゅうの血液を人工心臓と呼ばれる機械に通し、ろ過をし、また

体の中に戻すということをしなければ命の維持ができないのです。透析を受ける本人の肉体的、精神的負担もさることながら、給付いたします医療費にも大きく影響してまいります。

腎臓は、肝臓と同じく沈黙の臓器と言われ、自覚症状が出にくい臓器と言われています。腎機能の低下の症状が出て初めて気づくことが多く、生活習慣からくる高血圧、糖尿病などの合併症から発症することもあり、腎臓は体の老廃物である血液をろ過する機能を持ちます。そして、尿として排出されますが、この機能が低下すると体の中に毒素がたまり、さまざまな悪影響をもたらします。最悪のことにならないためにも検査がとても大事だと思っています。現在特定健診の中では、先ほどいろいろ追加しているとのことをご答弁いただきましたが、そういうことでクレアチニン検査はとても大切だと思っています。

先日人工透析に至らないということで、NHKの「ためしてガッテン」という番組で大きく取り上げられていました。尼崎市では、腎臓のろ過能力の値、クレアチニン検査結果などをうまく利用して、「人工透析にならないぞ！チャート式早見表」をつくり、市民の意識改革に成功したそうでございます。それまで毎年100人増でふえていた新規の人工透析患者の方が、取り組みの結果減少してきたとの報告でした。担当の課長さんは、健診結果の経年変化及び将来予測を踏まえた保健指導、データ分析などを通じて集団として健康問題を設定し、目標に沿った保健指導を計画的に実施、個々人の健診結果を読み解くとともに、ライフスタイルを考慮した保健指導を実施した結果、人工透析の患者ばかりではなくて、ほかの疾患の方にも効果が出ており、医療費の削減になっていると話していました。特定健診の充実につきまして、再度市としてのもう少し詳しい取り組み、また思いをお聞かせください。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 鎌田議員の再質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、腎臓は血液が運んできた老廃物をろ過し、尿として排せつする臓器でございます。ご質問のクレアチニン検査についてではありますが、腎臓が正常に働いていれば尿として排出されますが、血液検査によりクレアチニン値を測定し、高い数値が出ますと腎臓の機能が低下しているということになります。そういう意味で、むつ市においては特定健診の検査項目に現在クレアチニン検査は含まれていないことから実施しておりませんが、腎臓機能障害の早期発見には必要な検査であると認識しておりますので、今後は他市の動向等も見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 検査の導入をよろしく願います。

健診の充実で、健康寿命を取り戻す施策についてお伺いいたします。介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間を示す健康寿命を厚生労働省が初めて算出し、2010年、男性は70.42歳、平均寿命79.55歳、女性73.62歳、平均寿命86.30歳、また本県の健康寿命としてはかなり低く、男性の場合は68.95歳と全国最下位でした。女性は、73.34歳で全国平均よりやや短いとの推計であります。

厚生労働省は、2000年、国民の健康づくり計画「健康日本21」を策定しています。これに次ぐ計画といたしまして、健康寿命の目標実現のため、がんや脳卒中、心臓病など、生活習慣病の死亡率低減に向けた数値目標、また成人の喫煙率を2010年の19.5%から2022年度までに12%に下げる目標を盛り込む計画とされました。喫煙は、肺がんや虚血性心疾患、脳血管症などの大きな原因と

なっています。喫煙の害から市民を守る施策について、これまで取り組んでこられました実績また課題等についてお伺いいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 鎌田議員のむつ市の禁煙対策と今後の取り組みについてお答えいたします。

むつ市では、乳幼児健診や虫歯予防教室の場を活用し、たばこの害について展示、あるいは妊婦訪問時には禁煙、分煙についての指導、全妊婦への禁煙支援及び受動喫煙防止レターの送付等の取り組みを行っております。また、昨年度は11月に行われました生き生き健康づくり講演会において、保健協力員による禁煙推進のための寸劇を実施いたしました。さらには、たばこによる健康被害等の展示やたばこのヤニをチェックする検査等も行い、PRに努めてまいりました。

現在の取り組みについてであります。昨年度同様の事業を実施するほか、先般の世界禁煙デーに合わせ、市のホームページでニコチン依存度チェックや禁煙外来がある医療機関等を掲載しております。また、現在では庁舎内健康推進課前のカカウンター及び本庁舎執務エリア内のトイレに「禁煙を始めてみませんか」といったチラシの配置、さらにはたばこの葉を入れた容器でかわれ大根を栽培し展示するなどして、禁煙に対する事業を展開しております。今後もたばこによる体への影響についての周知及び禁煙への支援等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 喫煙に関しましては、受動喫煙の問題もあります。また、若い方が吸われるということが多く見受けられるようになっておりますので、乳幼児の問題、またお腹の大きいお母さんの問題、いろいろな問題がこの問題にはあ

ると思いますので、担当課の皆様にはよろしくお願いたします。

市民生活の利便性についてであります。先ほど市長のほうから前向きなご答弁をいただきました。現在本庁舎にあります記載台につきましては、プライバシーの問題とか間仕切りなど、もし対応していただけるのであれば、プライバシーに配慮した対応方も含めての記帳台の設置をよろしくお願いたします。

また、分庁舎におきましては、状況等もあると思いますが、むつ市は超高齢化の道を一途に進んでおります。私を初め座って書くスペースがあると、皆様そこを利用されると思いますが、ゆっくりじっくり書けるような、市役所に来てほっとするようなそのようなコーナーをつくっていただけないかなと思ひまして、今回この問題を取り上げさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

公共サインの整備につきましてであります。先ほど前向きなご答弁をいただきました。ヒアリングの段階では、それぞれ事業に応じてそのときの新しい事業の中で、その財政の中で、この公共サインの部分も含めた整備の中でやってきているとのことを伺いました。市役所の中の各部局だけではなく、まちづくり全体の中で公共サイン整備ということでぜひ取り上げていただいて、私たちが他市を訪問した場合、その市のキャッチコピーといいますか、ここはこのまちづくりの中で、どこに行ってもそのまちに来ているという、そういう感を感じることがあります。全体ではないのですが、例えば青森市であればリングのマークが多いような気もするのですが、弘前市とか、そういう感じでむつ市独自のそのようなまちづくりの中で、むつ市に入った途端に、出るまでむつ市にいる間は、ああ、ここはむつ市なんだなという思いの中で過ごせるようなことができればということ

と、また観光案内も含めます。そして、今は防災のほうに特に問題視されておりますので、公共サインの誘導等も含めた大きな計画の中でよろしくをお願いします。また、その公共サインが劣化とかそのようなこともあると思います。もしその管理の中で、管理台帳とか写真撮影し、台帳の活用などを通して予算の圧縮につながるような、担当課の方はそれぞれかわられても、その中できちんと見ていっていただけるような、そのような計画の中で話し合っていたらと念願をしております。

以上で質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎村中徹也議員

○議長（山本留義） 次は、村中徹也議員の登壇を求めます。17番村中徹也議員。

（17番 村中徹也議員登壇）

○17番（村中徹也） おはようございます。村中徹也です。

まず最初に、今年のむつ市議会議員選挙におきまして、私を議会に送っていただきました多くのむつ市民各位に対し、心より御礼を申し上げたいと存じます。本当にありがとうございました。

その選挙の中で私は、12項目のマニフェストを公表いたしました。

議会編では、通年議会の実施、市議会議員の常勤化、議員定数の大幅な削減、そして2分割の小

選挙区制導入、以上の4項目を掲げました。そのうちの2分割の小選挙区制導入の公約であります。私の理念である「旧町村、大畑、川内、脇野沢の発展なくしてむつ市の発展なし」との理念から、旧町村の声が市政に届かなくなるのではとの老婆心でありましたが、選挙結果を拝見するに、旧町村の民意が十分に反映される選挙結果となりましたので、ここに2分割の小選挙区制導入の公約を撤回いたします。

その他3項目については、山本留義議長のもとで議論されることが会派代表者会議で決定をいたしておりますので、その中で主張してまいりたいと考えております。

行政編の公約は、国道279号と国道338号の整備促進、2015年、新幹線新函館開業に向けての交流人口と活発化、こども議会の毎年の開催、むつ下北の特産物の地産他消の推進、市内の一般家庭の電気料金を原子力施設が存在する限りにおいて恒久的に無料とする、特別職の精査検証、国民健康保険税の増税阻止、そして各選挙における投票率向上のための施策、以上8項目を掲げました。

国政に対しては、ア・ビッグ・グレート・ライアー・イズ・メンバー・オブ・ジ・ダイエット・エンド・ポリティカル・パーティーという理念のもとに消費税増税の絶対反対を掲げました。なお、行政編の中の電気料金無料化については、大瀧次男議員、地産他消関係については中村正志議員がそれぞれライフワークとしておりますので、議論の推移を見守っていきたくと考えております。

また、行政においては、地産他消を早急に取り入れていただきました。むつ下北のものをむつ下北だけで流通すれば、限定されたパイの奪い合いで飽和状態になり、経済の循環が滞り、血液に例えますと、どろどろの血液になっていきます。そこで、市外の外貨をむつ市経済に取り込むことでさらさら血液になり、活性化させるという発想と、

全国市議会議長会の講演会をヒントに地産他消という言葉を組み出して提案をしてみました。

今後も地産他消や思い出ミュージアムのほかにも、全国を飛び回っての情報収集や、現役の大学生としての学術的根拠をもとに、斬新な発想やヒントを発信してまいりたいと思っております。同時に宮下市長が考案しておりますキャッチコピーを有効活用させていただき、むつ市のPRにも努めてまいりたいと思っております。

このように、私は市民との11項目の約束のため、今後の4年間行動してまいりたいと思っております。どうぞむつ市民各位、また市役所を定年退職して毎日静かな日々を送っている人も、私の24時間、365日、すべての行動、発言に注視していただき、3年後もいずれかの議会に送ってくださいますようお願いを申し上げます。

それでは、むつ市議会第212回定例会に当たり一般質問を行います。

1点目の質問は、国道279号正津川バイパスからむつ市街地方面へのバイパス道路整備についてであります。

現在の正津川バイパスが1995年に開通して17年が経過いたします。この質問の意図は、大間原子力発電所の非常事態を想定した下北半島北通り3町村、特に大間町から避難道路的国道が整備されても、この正津川バイパスがむつ市街地まで延長されないと、冬は坂道を上れない、道路が狭隘、片側1車線、代替道路がないという問題が生じ、関根地区、栂山地区で大渋滞を起こすと予想されます。次の質問と関連しますが、早急にバイパスを整備すべきと考えます。

道路行政の2点目ではありますが、国道279号関根地区の道路歩道整備であります。この問題は、ただいま質問した正津川バイパスがむつ市街地まで延長されれば、質問も整備も要らない事案であります。正津川バイパスの答弁を知り得ませんの

で、あえて問題点を指摘し、整備を要望するものであります。

なぜこの北関根、南関根、名古屋地区の国道279号が危険なのか。まず、狭隘で交通量が多い、急勾配で急カーブ、歩道と車道の区別がない、予算と整備不十分で道路が波打っている、北関根バス停付近の橋は歩道さえもない、マンホールがふたが車が通るたびに音を立てて寝てもいられない、そのマンホールから365日水があふれている等々、このことから何が起きているかということ、冬は上れない車が相次いでいる、毎日のように車の急ブレーキの音がする、児童・生徒の中には車が通ったら傘が飛ばされた、帽子が飛ばされた、大型車が通った後、体が道路側に巻き込まれたということが日常のように起きております。私の記憶でも、ここで交通事故により3名の犠牲者が出ております。私が質問通告した後の5月28日にも、関根小学校の正面玄関前で交通事故が発生いたしました。大型車とバイクの衝突事故でしたが、どちらも過失はあると思いますが、何よりも道路が悪い。大型車が通るときに中央線からはみ出る、それを避けようとして対向車は歩道にはみ出る、こういう道路をほうっておいた行政の責任と言わざるを得ません。

5月28日は、関根小学校の教職員が交通整理に当たっておりましたが、それにしても事故発生時に関根小学校、関根中学校の登校、下校時間でなくて安心をいたしております。もし登下校時間だったら、高い確率で児童・生徒に犠牲者が出ていたと思います。バイパス整備が不透明な場合は、早急に拡幅工事も含めた道路整備及び歩道整備を要望するものであります。

申し添えますが、本日私が指摘いたしましたので、本日から発生する交通事故は、道路管理者が加害者となる人災になる可能性がありますので、念のため申し添えておきます。

次は、通年議会に対する行政側の所感と関与についてであります。通年議会とは、字のごとく1年を通して議会を開会しているということであり、例えば1月に開会し12月に閉会する、例えば4月に開会し3月に閉会するというように、1年間議会を開会しているというものであります。

通年議会導入の目的は、地方議会の活性化と行政と議会の緊張感を保つことにあります。このメリットは、緊急時にすぐに議会を開会できる、補完的な専決処分がなくなる、すべてが議案となり、行政報告も要りません。過去の例に照らしますと、むつ運動公園野球場、除雪費増額、公金横領、指定管理者不正事件、脇野沢不法投棄問題等々の場合に即刻議会で審議できるということであり、このことは、行政一辺倒の意見ではなく、市民の代表である議員の多種多様な意見を聞くことができ、それぞれの対応に選択肢が広がるということ、また行政にとって何よりも心強いのは、地方自治制度の趣旨であるすべては議会での議決案件とするという大原則のもと予算執行ができることにあります。

デメリットは何もないとの報告は、全国市議会議長会や全国市長会を含めた地方六団体の見解であります。このようなことから、今各議会、各自自治体で検討されているのは、もしくは実施されているのは、今までどおりに年4回定期的に議案審議と一般質問等のスケジュールをこなして、あとは緊急時に対応するということとあります。

そこで質問は2点。1点目は、会議規則変更や条例変更等の問題とは別に、市長の通年議会に対する思い、2点目は、プロセスの過程で関与はあるのか、以上、2点をお尋ねします。

質問の4点目、小さな行政を目指す意味で民間委託、指定管理、第三者経営についてご質問いたします。今回は、水道事業の民間委託、指定管理、第三者経営についてを質問いたします。

思うに、水道事業を公設、市役所で行うことへの必然性を自分なりに考えてみましたところ、答えが見つかりません。私たちが蛇口をひねれば、今は蛇口とは言わないそうであり、水栓レバーを上げればおいしい水が当然のように必要な分だけ出てまいります。私たちの体の60%を水分が占めていることから、命の源となる飲料水の供給業者は安心、安全、安定の使命を担っております。この安心、安全、安定というフレーズイコールお役所のお仕事というかたいイメージ、発想から私の思考が抜け出したときに、なぜお役所が高いコストをかけてやっているのかという疑問にたどり着きました。民間の高い技術力や民間経営ノウハウを活用すれば、より安全、安心、安定で、なおかつ公設よりも安くおいしい水が供給できるとの思いに至りました。周知のとおり、今や飲料水はデパート、スーパー、コンビニ及び自動販売機等で販売される時代です。この飲料水の店頭やネット販売と、給水管による各家庭に送水するという手法の違いだけで、あとは何ら変わりありません。水道事業の第三者経営を提案するものであります。

次に、むつ市立図書館を先進の図書館にするための質問です。むつ市立図書館の職員は、岩崎・男館長以下全員が熱心に業務をこなしております。特に来館者と直接接する職員は、桜井忍図書館長補佐を先頭にまことにすばらしい。笑顔、態度、言葉遣い、機転のきいた迅速な対応は、青森県内はもとより、東京都内の図書館よりも数段にレベルが上という専らの評判でございます。しかし、このように一生懸命やっている図書館職員の権限が及ばないところ、すなわち運用面に対する苦情がありますので、改善を要望したいと思います。

1つ、年中無休にすること。1つ、開館時間を9時から21時とし、曜日による差異を撤廃するこ

と。1つ、貸し出し図書数の制限を撤廃すること。
1つ、パソコン環境を整備すること。パソコンに関しては、場所、照明、ワード、エクセル、持ち込みメモリーの使用等々であります。

以上、4点をご質問いたしますが、改善すると
の答弁であれば結構ですが、もし改善が困難な理由として、役所の経営、公務員法や図書館法、予算がない及び人手がない等の答弁でしたら、民間委託、指定管理制度を導入すればすべて一発で解決いたしますので、提案をするものであります。

最後に、答弁予定者の市長、公営企業管理者、
教育長及び各部長は、私よりも相当年長者であります。人生経験豊富なすぐれた見識をお持ちの方であり、私も今申し上げた方々には以前より尊敬の念を抱いておるところであります。

どうぞ、これからのむつ市を担っていく村中徹也
がご質問いたしましたので、指導、教育するという意味も込めて、心優しいご答弁をお願いするものであります。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 村中議員のご質問にお答え
いたします。

まず、道路行政についての第1点目、国道279号
正津川バイパスからむつ市街地へのバイパス整備
についてであります。国道279号正津川バイパス
は、青森県の事業により昭和62年に事業着手し、
出戸地区で既存の国道に接続する整備計画により
平成7年に完成され、幹線道路としての役割を担
い、現在に至っております。

同地区からむつ市街地にかけたバイパスの延伸
につきましては、これまで整備計画など示されて
おりませんが、ことし2月の大雪により関根地区
の国道が長時間にわたり通行不能になり、地域住
民初め多くの方々に不安を与えたという現実に直

面し、改めて災害時における避難道路として同地
区からのバイパス整備の必要性を強く認識したと
ころであります。

今後は、青森県に対する重点要望の最重点要望
事項として掲げている下北半島縦貫道路の建設促
進において、大間町までの延伸についても要望し
ておりますことから、その中で同地区の避難道路
としての必要性を明確に位置づけ、下北総合開発
期成同盟会の各会員と連携しながら、青森県初め
関係機関に強く働きかけてまいりたいと考えてお
ります。

ご質問の第2点目、国道279号関根地区の道路、
歩道整備についてであります。村中議員ご指摘の
とおり、関根地区から椴山地区の国道の現状は、
交通量が多いうえ狭隘で、急カーブ、急勾配及び
歩道の未整備箇所が多いことから、地域住民の交
通事故や交通渋滞等の対策、災害時における対策
につきましても大変憂慮しているところでありま
す。現在青森県では、名古屋地区の道路改良、椴
山地区の歩道整備を進めておりますが、同地区の
現状を改めて調査し、問題箇所の解消を早急に図
るための道路改良及び歩道整備について青森県に
対し要望してまいりたいと考えておりますので、
ご理解賜りたいと存じます。

次に、通年議会に対する所感と関与についてで
ありますが、議員ご承知のとおり、現在条例によ
り定例会、臨時会の区分を設けず通年の会期とす
ることができることとした地方自治法の改正案が
国会に提出されております。また、法律の改正を
待たず、現行の地方自治法のままでも条例を改正
することで通年議会は可能との立場から、既に幾
つかの市町村では導入しているようでありませ
し、都道府県においても栃木県議会に続いて長崎
県議会でも導入を決めたとの報道がありました。

通年議会を実施することによって、議会の議決
に付すべき事件について、特に緊急を要するため

議会を招集する時間的余裕がないことを理由とした専決処分をする必要もなく、緊急時に即応できることとなり、議会が機動的に活動できるなどの効果が期待されるもので、議会の活性化に向けた新たな動きであろうと考えます。

議員お尋ねの所感とは、そういった議会の動きに対してどのように考えるかということだと理解しましたが、まずは議会の中で考え方や方針、運用方法、課題等を慎重に議論し、その方向性を見出していくことが必要ではないかと考えます。

通年議会のプロセスへの関与につきましても、少なくとも定例会の回数を毎年4回と定めているむつ市議会の定例会の回数を定める条例の一部改正が必要となりますが、市議会総意での方向性が明確になるのであれば、その旨を尊重し対処してまいらなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次の公営企業に関すること、そして教育行政につきましても、公営企業管理者及び教育長からご答弁申し上げます。

○議長（山本留義） 公営企業管理者。

（遠藤雪夫公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（遠藤雪夫） 行財政改革についてのご質問にお答えいたします。

水道事業は、基本的に公的機関が運営するものとされておりましたが、PFI法の施行、改正水道法による第三者委託の制度化、公の施設管理に関する制度改革など民間活用に関する法制度が確立されてきております。この背景には、施設の老朽化による更新需要の増大、職員の大量退職による技術力の低下、人口減少や節水意識の定着による需要の減少などさまざまな課題を抱えてきたことによります。市の水道事業も同じような状況を抱えており、事務事業の効率化は喫緊の課題であります。

このため、市では将来の水道事業の方向性を示

すために、平成20年に作成しましたむつ市水道ビジョンの中で、業務委託の範囲拡大、民間活力の導入の検討を示しており、既にメーター検針、料金などの徴収事務、水質検査業務、施設のメンテナンスなど16件の業務を民間委託し、事務事業の効率化を図っております。

また、簡易水道を統合するため、川内、脇野沢地区を主体に簡易水道統合整備事業を平成23年から平成31年までの9カ年計画で行っており、この事業の中心となります川内、脇野沢地区を対象とする浄水場を現在八木沢川水系を利用し整備を行い、平成26年度完成予定となっております。この浄水場の運転管理につきましても、民間委託で検討しているところであります。

今後の民間委託の方向といたしましては、私ども水道事業者の固有の業務である人事、財務、事業計画、施設の整備などを除いた水道の管理に関する技術上の業務である浄水場の運転管理、管路を含めた保守点検業務などの第三者委託について研究を重ね、水道事業者としての責務である安心、安全、安定な水の供給にいかなる方法が利用者にとってベストなのか、さらなる研究を深めてまいります。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 村中議員ご質問の教育行政についてにお答えいたします。

まず1点目、むつ市立図書館の先進的改善についての1つ目、年中無休にすることについてお答えいたします。図書館は、平成22年度に毎週月曜日及び祝祭日の休館を取りやめ、月1回の第4木曜日と2月の長期休館及び年末年始の休館に変更いたしました。これにより年間の開館日数を57日ふやし338日としたところであります。現在の休館は、年末年始の休館を除いては書架や書庫にある資料の整理や施設等の修繕、機器のメンテナン

ス、消防訓練など、開館中にはできない作業等を行う日に当てているものであります。特に2月の休館は、分館を含む全図書館のすべての蔵書を点検し、蔵書の実態確定を行う必要があり、図書資料の移動があれば確定が困難になることから、長期間の閉館となっておりますが、この点検によって図書の適正な管理を図っているものでありますので、年中無休にすることは困難な状況にあります。

しかしながら、今後ともできるだけ休館を減らせるようICTと言われる情報通信技術の利用を含めた図書館システムの改善を図りながら、現状を見直してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2つ目のご質問の開館時間を9時から21時とし、曜日による差異を撤廃することについてであります。図書館の開館時間は現在火曜日から金曜日までは午前9時から午後7時まで、土、日、月曜日と祝祭日は午前9時から午後5時までの開館となっております。開館時間を午後9時までに拡大することについては、利用者の予測数が現在の午後7時までの利用状況から、さほど増加するとは考えにくく、費用対効果のこともあり、現在の時間設定で開館をしてきたものであります。しかしながら、遅い時間においても、図書館機能の一部を稼働することで、少しでもそのニーズにおこたえするべく、今年度中に24時間対応のインターネットによるオンライン予約業務を稼働する予定であり、既に稼働している24時間対応の図書資料オンライン検索システムの利用とあわせると、夜間遅くに来館する必要性が少なくなる効果も期待されますことから、現状での開館時間にご理解を賜りたいと存じます。

次に、曜日による差異を撤廃することについてであります。これを来館者数から検討いたしますと、土曜日、日曜日には約1,000人強の利用者

がありますが、その利用は日中に集中しており、夕方に向けてピークとなるような状況は見られておりません。また、祝祭日での来館者につきましては、土曜日、日曜日ほどの利用はなく、平日につきましては日中の利用者はコンスタントにありますものの、午後5時以降の利用者は減少傾向にあります。

以上のことから、土、日、祝祭日と平日の開館時間については、現状の時間設定でよいのではないかと考えるところでありますが、これらははっきりとしたデータ収集を行った結果に基づいたものではないことから、今後利用者のニーズに合わせた設定にすべくデータの収集と利用者アンケートを行って改善を図る所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3つ目のご質問の貸し出し図書数の制限を撤廃することについてですが、現在の図書貸し出しの上限は、一般の図書5冊、雑誌3冊で、いずれも15日間、AVソフト2点で8日間の貸し出しとなっております。これを撤廃せよとの仰せであります。このことを実施いたしますと、まず限られた期間で図書を読み切れない場合が発生し、これに関連して返却がおくれたり、新刊書の貸し出しにニーズが集中するため、新刊書を待ち望んでいる多くの人々になかなか機会がめぐってこないなどの弊害が考えられ、結果として平等性、公平性に支障を来すおそれがあることから、貸し出し制限の撤廃は難しいと思われませんが、現在の貸し出し図書数を見直して、若干の調整を実施したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4つ目のご質問のパソコン環境の整備についてであります。現在ノートパソコンの持ち込みは可能ですが、使用場所は一部指定の机のみとなっており、電源は供給していない状況であります。しかしながら、近年の高いパソコン

普及率や小・中学校等においても授業があるなど、むつ市立図書館においてもパソコン利用の環境を整える必要があることは十分に認識をいたしておるところであります。したがって、利用に際してのルールを定め、パソコンの電源を供給できる場所を設定したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育行政についての2点目、むつ市立図書館の民間委託及び指定管理の導入についてのご質問にお答えいたします。現在青森県内では、市立図書館が1館、市立図書館の分館的機関が2館の計3館が指定管理者制度で運営を行っております。教育委員会といたしましては、今年度既に指定管理を実施している図書館と現在検討を行っている図書館を視察する予定といたしております。この視察後に民間委託及び指定管理についての検討を開始することとしておりますが、指定管理につきましては、導入することにより事業や運営等が活性化された事例がある一方で、指定管理に移行した後に、これを取りやめた図書館も複数ありますことから、むつ市としての視点、市民目線からの観点、生涯学習施設として役割が保てるのか、費用軽減など、さまざまな課題についてそのメリット、デメリット等を慎重にかつ十分に検討いたしまして方向性を見出したいものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） ちっとも優しくない答弁、ありがとうございます。

要望するのは、土木関係は上に、あそこは市の管理ではありませんから、要望するその度合いによって完成が早まるか、遅くなるということはないのでしょうか、そういうことではあるかと思っております。でも、あとの問題は、図書館の問題だとか企業局の問題というのは、発想を変えればやれるわけでありまして、ほかに要望するので

はなく、自分のそちらの考えでやれるわけですから、それを提案しているのですから、もうちょっとやっぱり優しい答弁であってほしいなど、このように思います。

そこで、再質問いたします。まず、図書館についてであります。教育長にちょっとお尋ねします。図書館の利用なのですが、例えば新聞だけを毎朝見に行く、こういう方は、毎日図書館に行ってもいいのですよね、これご質問申し上げます。もっと詳しく言います。新聞とっていない方が、新聞だけ読みに図書館に行く、これは大歓迎すべきと私は考えますが、これはいかが考えますか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 図書館に新聞だけを読みに来る方をどのように考えるかということですが、図書館というのは、情報であるとか知識を得ることによって自分の生活を向上させるとか、そういったことを保障するためのところでございますので、そういう方たちの来館というのは歓迎するところでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） もう一点お伺いします。

例えば図書館に行って、図書館にある蔵書を一冊も利用しない、借りもしない、見もしない、要するに児童・生徒、社会人、生涯学習をやっている方なのですが、自分の教科書を持って、参考書を持って、このために勉強に行く。図書館の蔵書を見ない、借りないで勉強しに行く。これも大歓迎すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 図書館の機能といたしましては、そのようなことで設置したものではないだろうとは思いますが、しかしながら今お話しの方については、例えば受験勉強をしに行くとか、そういったような例があると思っておりますけれども、可

能な限りそういうことには対応すべきものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） そのとおりだと思います。私もそういう方から指摘されたので、図書館というものは社会教育法の本質にのっとって建っていますから、要するに地域住民、むつ市の市民が知的レベル向上、これの目的に沿うような形であれば、いずれにしても大歓迎しなければいけませんね。そして、身近な図書館に感じてもらうのが一番であろうと思います。図書館というのは、今申し上げたようにマスコミュニケーションの媒体でもあるのです。ですから、今の2点を聞いたのです。この2点を聞かないと次の質問に行けない。

これは、図書館の本を借りる、借りない、利用する、しないは別にして、市民に安心感があるのです、あいているということは。ですから、年中無休を提案したのです。なぜかという、私の理念として、他の図書館とか他の行政がどうだとか、ほかの道路がどうだとかということは言いたくない。ですから、図書館についても、やっているところはいっぱいあります。年中無休もあります。正月の1日しか休まないところもあるのです。そんなのは一切関係なくして、むつ市はむつ市で独自で利用者の声にこたえていくべきだろうと、このように思っているのであります。あくまでも社会教育法なのです。むつ市の児童・生徒、社会人の知的レベルが上がるということは、将来むつ市にとってプラスになるのです。お国の再建は教育から。むつ市の再建は今の子供たちが高いレベルの教育を受けることにあるのですから、そこら辺を理解していただきたいと思います。

ところで、2月の蔵書整理日とありますね。ここにありますが、9日間ですね。なぜ2月なのでしょう。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 2月に蔵書点検を設定しているという理由は、この時期に利用が少なくなるということを想定してこの時期に設定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 利用が少ないから2月ということですね。これは、では8月、9月ということは無理なのですか、なぜそこに、利用数の多い少ないになぜ立脚しているのか。私からすると、太陽ががらがん出ている暑い夏に、レジャーに行く8月でもいいのではないかと。2月がまずいというのは、私が最初聞いたように、受験シーズンなのです。お部屋を持たない子供がたくさんおる。近年は、リビングで勉強したほうが頭に入るといふ報告もありますから、それにしても自分の部屋を持たない子供がいるのです。なぜ2月なのか。なぜ2月に立脚するのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 図書の蔵書点検というのは、これは2月でなければならぬというものではございません。先ほどもお話ししましたように、利用が少なくなるということが予想される時期だということで、これにしましたけれども、議員ご指摘のように、受験でもってそういうニーズがあるということであれば、その後に設定するというようにしたいというふうに思います。

ただ、今年度につきましては図書館システムを更新してございます。そして、蔵書点検ということでもありますので、システムを管理している事業者との間でシステムの確認作業の予定を組んでおりますし、さらには図書館カレンダーももう既に発行しておるところ、市民へ周知しているところでございますので、今年度につきましては予定ど

おり実施したいというふうに思いますが、次年度以降、受験シーズンが終了した後へその点検業務を移動したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 言葉じりをとらえるしかないわけで、再質問についてはヒアリングもどういってご答弁が来るかもわかりませんので、言葉じりをとらえて大変申しわけないのですが、ニーズを調べてみてと今言いましたけれども、ニーズがないから2月にやったとおっしゃったのです。

それから、もう一つは、それぞれ発想の転換なのです。システムの業者にもう依頼している、この時期に依頼していると。ご答弁は要りませんけれども、最後に変えると言いましたけれども、では来年度から変えられる体制に持っていくという答弁でいいのですか。そうでなかったら、もう一度よろしくをお願いします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 今蔵書点検の時期は、来年度変更いたします。

以上です。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） ありがとうございます。本来であれば、1月15日、16日も大学の共通1次でありますから、年末年始、先ほども言いました県内でも1日しか休まないというところもあります。今いいご答弁をいただきましたので、その12月の年末年始も考えていただきたい。

お聞きしたいのは、何が教育長の発想を変えないのか。それは、そちら側は我々と違って、こちらは選挙をやっていますから、直接市民の声を聞きます。そちら側の立場だからというのではなくて、予算とか人手がないとかという問題と関係していませんか。いかがですか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 予算とか人手がないということとこういうことをしないのだという、そういう発想だということとございましょうか。

（「でしょうか」との声あり）

○教育長（遠島 進） 申しわけありません。もちろん年中無休にするということにつきましては、予算等の増大が考えられるところとございまして、当然そこは考えているところとございまして。

以上でございます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 年中無休ではありますが、やっているところもあります。これからやろうとしているところもあります。そして、蔵書の点検日ですか、それを閉館してから、9時から21時までやって、21時以降、閉館してからやっているところもある。他の例は持ち出したくないのです。なぜかということ、他の自治体、図書館を例にしますと、ここが先進の図書館でなくなるのです、他のほうをまねしたということになりますから。ですから、他の例を出さないで改善をしていきたい、僕はそう思っているのです。

パソコン環境は、やると言ってくれました。もちろん今壇上で教育長おっしゃいましたけれども、パソコンは持ってきてもいい、電源はありませんと。こんな図書館あるわけないでしょう、笑ってしまいましたけれども。ですから、これはもう一度お願いします。いつやっていただけるのか。

○議長（山本留義） 教育委員会事務局理事。

○教育委員会事務局理事図書館長（岩崎・男） 時期とのお問い合わせでございますけれども、環境そのものは今2カ所を考えております。できれば窓が明るいところへ設定したい、これが1つです。それを行いますと、図書館の中にある多くの家具等に移さなければならず、あるいはあそこはご存じのように堅牢な施設でございますので、物すごく工事費がかかったりします。ですので、今やれ

る場所でやろうと。これについては、例えば私が自分でやろうとすれば、すぐ下のところから電源を引っ張って、コンセントをつけるだけであれば今すぐにできるのですけれども、そういうことでありますので、ただいかにちゃんとしたものにするかということになりますと、多少時間をいただきたいと思います。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 大きな家具を移さなければいけないと。移せばいいのです。そこなのです。それが市民なのです。申しわけありません。その窓口になっているのが私であり、我々市議会議員なのです。常日ごろ市民と接していれば、図書館に限らずいろんな苦情をいただくのです。ですから、今回二元代表制について質問しましたけれども、我々議員は、要するに公約したものを実行できないというジレンマがある。ですから、こういう一般質問がある。だから、なるべく優しくて前向きな答弁をいただきたい、こういうことなのです。ですから、大きな家具を移さなければいけないと。やればすぐここから、下から電源を引っ張れる。指摘される前にやるべきだろうと、こう思います。

図書館については年中無休、2月の蔵書点検とパソコン、この環境について、やるというご答弁でしたので、あとは民間委託は私も知っております。確かに反対の署名をして委託するなという記事も載っております。やめたところもあります。いいところ、悪いところありますので、どうぞ視察をしてきて結論を出していただきたい、このように思うところであります。

それから、小さな行政を目指して水道事業をやりましたが、実はこれは私4年間議長をさせていただいて、議長会やいろんな講演に行ったら、まだ研究はしておらないが、自治体の職員はゼロ人でいいという話があったのです。それをもとに今公営企業にも話しましたけれども。要するに、

市役所の各課、各部ごとに民間委託してしまうのです。議会事務局もそのとおりです。それから、各行政委員会も職員はおらない。各株式会社、民間にやらせる、職員は。そういう発想のもとにやっていますので、いずれどのようになるかわかりませんが、市の職員はゼロ人という体制で、この体制ができる可能性がある。そういったことで、今度発言するときは選挙管理委員会、農業委員会、監査委員にも質問いたしますので、よろしくお考えをいただきたいと思います。

道路について、時間がありません。あのマンホールは見たと思います、道路の北関根バス停の。あれ通るたびにカタカタンと鳴るのです。あれどこのマンホールで、いつ直すのですか、部長。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの再質問にお答えいたします。

我々も現地を確認いたしました。ふたと道路の間に段差がございまして、大型車両が通過するたびに振動、騒音が発生することも確認させていただきました。道路の管理者であります下北地域県民局地域整備部道路施設課に伝えたところ、道路を占有しているNTTへ連絡し、早速対応していただけるとのことですので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 道路については、強力に要望するという市長の話がありましたので、ご期待を申し上げますが、最後にもう一度言います。以前に菊池一郎議員、山本善太郎議員が何十年前前に質問しております、今と同じ質問です。それから一切変わっていないのです。ですから、もう一度言います、時間ですから。今後起きる事故は、私も住民から苦情をいただいて質問している。市役所のほうも間に入って県のほうに話をしている。事故があつて犠牲者が出た場合は、私の責任であ

って、市長の責任であって、県の責任なのです。これだけ指摘しているのですから。強力な推進、要望をお願いし、村中徹也の一般質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、村中徹也議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時04分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎濱田栄子議員

○議長（山本留義） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。13番濱田栄子議員。

（13番 濱田栄子議員登壇）

○13番（濱田栄子） 新生むつの濱田栄子でございます。むつ市議会第212回定例会におきまして、漁業問題についてご質問いたします。

まず、質問に先立ちまして、このたびロンドンオリンピックの出場権を獲得されました男子400メートルハードルの岸本鷹幸選手に心からエールを送りたいと思います。大湊高校陸上部出身の岸本選手は、母校と地域にきらめく1ページを飾ってくださいました。オリンピックでは、最高の体調でご活躍されますことを心よりお祈り申し上げます。

さて、大湊高校陸上部は、ここ10年間で県新人戦、女子の部では下北初となる総合2位を皮切りに、男子においては強豪を抑え新人戦3度の優勝、県高校総体4度の優勝など、合わせて7度の優勝を果たしております。子供たちに数々のタイトルと記録をもたらした監督とコーチ、そして後援会関係者の方々に心より敬意と感謝を申し上げます。

す。

さらには、むつ市出身の大勢の若い方たちが国内外でご活躍されていることも、また皆様ご承知のとおりでありましょう。このような若い方たちの活躍を前祝いするように、ことしの下北半島の桜は見事に咲いてくれました。特に国道279号の大畑バイパス7.8キロメートルにわたっての桜並木、来さまい大畑桜ロードは、通行する人々の心を優しく包み、幸せな気分にしてくれました。桜の木に宿る神様は、木花咲耶姫命という美しい女神様と言われております。父神は大山祇神であり、通称山の神と呼ばれ、山々を支配する神様として古来から敬われております。大畑町では、小目名地区を出て薬研寄りの葉色山神社に大山祇神と木花咲耶姫命、姉君の石長姫命と3神が祭られております。海辺におりてきますと、二枚橋地区の西宮神社、正津川地区の光主神社には七福神のお一人恵比寿様として慕われております蛭子神が祭られております。タイを釣り上げた蛭子神は、古来より漁民の神様として、また現在では商売繁盛の神様として敬われております。地域の神社仏閣を訪ね歩くとき、先人たちの思いと歴史を感じることが出来ます。地域の人々が古来より神仏を敬い、山の恵み、海の恵みを受けて繁栄し、そのなりわいを現在まで引き継いでこられたことを改めて実感いたします。そのことは、このたびむつ市の有形文化財に指定されました、そして当大畑町の大安寺にひっそりと眠る村林源助こと鬼工作の「原始謾筆風土年表」からも感じ取ることができると思います。

それでは、本題の漁業問題についてご質問いたします。これは、むつ下北の地域経済を左右するエネルギー問題と同じように、いや、むしろそれ以上に私濱田栄子は重大かつ重要なものとしてとらえておりますので、今議会は漁業問題ただ1点について市長並びに理事者のお考えをお伺いいた

します。

下北半島沿岸は、全国でもまれな多種多様な魚が生息する漁場であり、明治時代は東通村尻労沖と大畑町佐助川沖を漁場とする大謀網漁が行われておりました。マグロの万本漁が続いたことで、この地に富をもたらしてくれて、マグロ大尽と呼ばれる方が続々登場するほどでございました。また、今から40年ほど前は、漁業の近代化とともに水揚げ高も上がり、昭和の怪物と呼ばれる起業家たちが続々とあらわれ、その資源を活用した水産加工業が活発に行われ、200億円、300億円ほどの生産をし、地域の経済力、県民力をトップレベルに押し上げておりました。地域経済の発展、そして雇用の拡大を図るには、まずこの地域に資源を呼び込むことが第一と考えております。

現在当地域の漁業は、一部中型イカ釣り漁業を除いてほとんどが沿岸漁業となっております。青森県におきましては、尻屋崎から岩手県境までの太平洋海域東部海区には、沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、大中まき網漁業の操業制限ラインが引かれており、いずれも戦後間もなく設定されたラインであります。青森県東部海区においては、大臣許可となっている沖合底びき網は沿岸より1海里から5海里、大中まき網は3海里となっております。昭和53年3月に一部海区における自粛の申し合わせが青森県立ち会いのもとで当時の尻屋泊海域沿岸漁業協議会と青森県機船底曳網漁業連合会の間で交わされております。その後当事者間の話し合いにより、若干の改善がありながらも、抜本的な解決に至っていないのが現状です。

岩手県は、沿岸から5海里までが操業禁止ラインとなっております、その延長線は八戸沖合5海里、三沢市と六ヶ所村の境界にあります高瀬川河口沖合5海里、下北半島におきましては尻屋崎沖合正東1海里までの沿岸に迫っております。同じ青森県でありながら、下北半島におきましては、どの

ような観点からも不公平な許可であると考えます。本来サバ、イワシが主な対象魚であったトロールまき網船も、平成9年からTAC制度、漁獲可能量制度が導入されたことにより、スルメイカまでもがその対象となり、混獲が始まりました。現在では、イカのみいわゆる専獲が行われているようです。

東部海区トロールイカ対策協議会等を設置し、再三国・県へ要望書も出されていますが、解決の糸口も見つかっていない状態です。浜関根地域、大畑地域の基幹産業でありますイカ一本釣り漁業、定置網漁、底建て網漁にも多大な影響を与えております。全国的に沖合漁業の操業禁止ラインは沿岸から5海里が通例であり、尻屋崎沖の1ないし1.4海里ラインは極めてまれな事例であります。むつ下北の漁業安定を図り、資源の持続可能な活用のためにも全国並みの5海里沖出しを強く要望するべきと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

通告は2点に分けて質問状を出しておりますが、関連いたしますので、一括でご答弁されても結構でございます。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

まず、漁業問題についてのご質問の第1点目、尻屋崎周辺太平洋地区沖合底びき網漁業及び大中まき網漁業の操業許可条件の現状については、担当から答弁をいたさせます。

ご質問の第2点目、沖合漁業の操業禁止ラインは沿岸から5海里が通例であり、尻屋崎沖の1.4海里ラインは極めてまれな事例である、むつ下北の沿岸漁業安定のため、また資源の持続可能な活用のためにも、農林水産大臣許可漁業である沖合底

びき、大中型まき網漁業許可の全国並みの5海里沖出しを強く要望すべきと思うが、市長の考えを伺うとのご質問にお答えいたします。

このご質問は、むつ市議会第187回定例会、第204回定例会においても同様のご質問に答弁申し上げますが、禁止ラインの設定は、沿岸漁業者と沖合漁業者との話し合いにより解決すべきことが基本であると考えられ、非常に困難な課題であるとの認識をいたしております。現在の操業禁止ライン設定のもとで大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業は、対象魚種を選択することなく幼魚まで混獲することから、漁業資源の枯渇にもつながりかねないこと、さらに狭い海域で競合しながらの操業には危険が伴うと伺っております。

また、当該海域は日本海側からの対馬海流、太平洋の黒潮、北からの親潮が複雑に季節変動し、海底の地形と相まって、イワシ、サバ、ブリ等の回遊性魚類を対象とした好漁場として、また海流に沿って来遊するスルメイカの好漁場であることから、沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業、沿岸漁業と漁場が競合混在しているとも伺っております。さらには、漁業形態により漁獲される魚種が異なるため、船内凍結されて加工原料として漁獲されるもの、鮮魚として漁獲されるものなどによって陸揚げ地が異なることはもとより、販売先が異なってくることから、漁獲量の増減は水産物の流通に直接影響することが考えられます。これらのことが地域経済に複雑に絡み合い、解決を難しくしているものと推察しております。

むつ下北の沿岸漁業者は、資源の減少、価格の低迷、燃油の高騰など厳しい環境にあり、水産加工業者にとりましても、原料の確保に苦慮していることなどの現況を考えますと、現在の操業禁止ラインの設定は地元産業に密接にかかわる重要な案件であるとの認識はいたしております。沿岸漁業と沖合漁業との共存共栄が図られ、安全が保障

された操業海域のすみ分けの実現に向けて当該海域に漁場を有する東通村とも連絡を密にし、関係機関に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 濱田栄子議員の尻屋崎周辺太平洋地区沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業の許可条件の状況についてお答えいたします。

農林水産大臣許可漁業であります沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業の操業禁止ラインは、国の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令で定められております。それによりますと、沖合底びき網漁業の操業禁止ラインは、岩手県沖から本県三沢市沖の区域では沿岸から5海里、六ヶ所以北尻屋崎灯台正東までは1ないし5海里となっております。また、尻屋崎突端22度30分は、沿岸から1.4海里となっております。次に、大中型まき網漁業の禁止ラインは、三沢市沖から尻屋崎までの区域では、沿岸から3海里となっております。

農林水産大臣許可漁業の一斉更新は、5年ごとに行われることとなっておりますが、以前より沿岸漁業者から操業禁止ラインの改善要望があることから、国は沖合漁業者と沿岸漁業者双方が合意した事項については、その都度見直しを行うとの見解を示しているものと伺っております。

なお、尻屋崎周辺海域では、沖合底びき網漁業や大中型まき網漁業と沿岸漁業者の協定により操業区域の一部において操業を自粛しております。操業自粛期間は、沖合底びき網漁業では9月1日から9月30日まで及び10月11日から11月10日までとなっております。また、大中型まき網漁業では、9月15日から11月15日までとなっております、平成19年度以降変わっていない現状にあると伺っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 市長からは東通村と連携をとりながら取り組んでいくという前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。

ことしが許可の更新の時期でございます。もうすぐ迫っております。本来であれば、私の一般質問、少し遅過ぎました。けれども、すぐに行動を起こしていただきたいと思えます。

まず、これが全国的に少し不平等というか、不公平であるということを確認いたすために、漁業法の中の資料をちょっと読んでみます。許可の場合は、水産政策審議会の意見を聞いて期間を定めるということになっております。この許可を更新する場合は審議会に答申するという事です。審議会の方々がこの地域をどのように認識しているのか。私ごとでございますが、夫が20年ほど前に東京に行きましたとき、同僚に、「いや、下北にテレビあるんだが」とかと言われたことがあるそうです。それは、余りの出来事ですけれども、この認識は漁業に対して審議会の方々に、この周辺でどれだけ沿岸漁業が営まれているのか、経済活動が営まれているのかということを知っていただくことがまず第一でございます。

それから、合併により多少市町村の名前が変わっているかもしれませんが、先ほど岩手県が5海里と申し上げましたが、全くそのとおりでありますので、ちょっと読んでみます。岩手県九戸郡中心正東5海里の点、岩手県久慈市正東5海里の点、これも久慈市ですけれども、下閉伊郡正東5海里の点、それから宮古市正東5海里の点と。岩手県は、ご存じのようにリアス式海岸が多いわけですが、突端から5海里を沿岸漁業として確実に守っております。

その次、ちょっと北海道のほうへ行ってみます。東部海区ですので、岩手県、北海道が同じ海域となっておりますので。主なところをまず読んでみ

ます。北海道釧路、この地域で漁がなくなると、浦河や釧路沖に走らなければならない場合もあります。それですので、まず北海道釧路町では、釧路市もありますけれども、釧路町もあります。5.5海里の点、これも釧路町5.5海里の点、室蘭5海里の点、それから根室5海里の点、それから斜里郡斜里町は、5海里の点とあります。それから、斜里町は広いので、ここは海区が5海里の点が多いです。それから紋別灯台中心点11海里の点、宗谷9海里の点、さまざま北海道は沿岸漁業を大切に、また遠洋漁業も活発でありますので、そのように沿岸と遠洋の漁業をきっちりとすみ分けているのが全国的な漁業の手法でございます。この尻屋崎沖海域によりましては、沿岸と沖合漁業がかぶっております、海区が。安全のため、また資源確保のためにも、この全国的な認識と比べまして、市長、今のお気持ちをお聞かせください。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今濱田議員は、北海道、岩手県、その状況、そして尻屋沖、この状況の比較をなされまして、不公平だというふうなお話、私も不公平だなと、こんな思いをいたしておるところでございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。

それからもう一言。先ほど市長、むつ市議会第187回定例会にもこの事案が出たということをおっしゃいました。第187回定例会、私杉山前市長に一般質問いたしております。そのとき宮下市長は議長であられまして、議場でじっくり聞かれていらっしゃいました。では、杉山前市長のご答弁をちょっと読んでみます。「私どもと漁業者との間で協力し合いながら、大畑漁協の」、このときは総会前でありましたので、「総会が今月の25日にあるそうでありますから、そちらの方へ出席してよく話を聞いて、どういう状況になっているか

を正確に把握しないと、こういう模範文読んでいただけではなかなか実態を解決することにはならないと思うのです。悪くても来年の8月までにはその線が5海里になるように努力をしていかなければならないだろうと、そういう考えでおります」と、杉山前市長はご答弁をなさっております。これもちょうど海区の申し合わせ時期になっておりました。この翌年というのが平成19年でありまして、更新の時期でありまして、そしてこの5年後、平成24年が更新の時期であります。でありますので、何としましてでも強く要望していただきたいと思っております。

それから、市長のご認識をもう少し深めていただくために、もう一つ資料を提示いたします。先ほど東通地区という言葉が出ましたけれども、これは東通地区で平成22年に要望された資料でございます。平成24年が更新の時期ということですので、1年ちょっと前にその陳情書や請願書等が出されております。これでいきますと、自粛ラインがありますが、先ほど部長から自粛期間というのが示されましたけれども、これを取り決めいたしました昭和、戦後間もない時期というのは、もちろん技術の発達というものが今想像できないぐらいの技術であったかと思っております。これほどまでに海の中がすっかり見える技術が発達しようとは、多分そのときはだれも思っていなかったのではないかなと思っております。また、対象魚もサバ、イワシということで、当時、昔から行われておりました大畑のイカ釣りにはそんなに関係深くかかわることもないだろうと、競合することもないだろうと思われておりました。けれども、技術の進歩と、また一時サバ、イワシが激減したことから、平成9年にTAC制度というのが、先ほども申し上げましたけれども、漁獲可能量というのが各船に割り当てられます。その中のイカもとってもいいよということになりまして、9月に解禁になりま

すと、かつて大畑地域は秋イカはモミジイカと申して外来船も集い、大量の水揚げがなされました。今ぱたっと秋イカの漁がなく、高い油を使いながら、沿岸漁業を守っている北海道道東沖まで走っております。これは、とても罪なことでございます。何としましてでも沿岸漁業を守り、資源をこの地域に呼び込み、そして加工業を活発にし、市長が目標とされます「むつ市のうまいは日本一」、もう少し大量に生産して、その経済振興へと向けていただきたいと思っております。

市長、もう一度お願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 平成18年のことからとき起こしましてと、そのお話がございましたので、当然杉山前市長も不公平感をお持ちでありまして、そして平成19年に向かって5海里にしたいというふうなお話をなさったものと、このように今感じしております。私も先ほどお話をしましたように、この問題は非常にむつ市、そして東通村沿岸漁業者にとっては不公平な設定であると、このように認識しております。先ほどもお話をいたしましたように、今後基本的には沿岸漁業者と沖合漁業者、この話し合いによって解決すべきものであろうかと思っておりますけれども、行政としてもこの部分は当地域の漁業者を守らなければいけないと、そして資源を守らなければいけない。そういうふうな形の中で、当然考えは濱田議員のご発言の趣旨と一致しておるところでございます。

また、先々月、4月にですか、行われました期成同盟会の中でも、この部分が正式な形の中ではございませんけれども、終了直前にお話が出ました。今後その部分については調整をしていかなければいけないだろうと、県に対しても要請をしていかなければいけない。

そしてまた、平成19年ですから平成24年、もう間もなくそういうふうな形で話し合いがなされる

と思いますけれども、そういうふうな取り組みもまた一方では進めていかなければいけないだろうと。ただちに来年度からというふうなことはなかなか厳しい、前市長と比べて政治力も乏しいものですので、この部分では、この場ではお約束はできませんけれども、その不公平感の解消ということに向かっては、さまざまな関係機関等へ要望活動、そういうふうなものをしていかなければいけないというふうな認識は持っておるところでございます。

また、2010年ですから、今から2年前の5月28日に県漁民総決起大会が開催されまして、漁場のすみ分け見直しを決議いたしております。その中で、一部の漁協が反発し欠席をしたというふうな事実がございます。これは、報道されております。そういうふうなところで、やはりお互い同じテーブルの上について、さまざまなこのすみ分け、こういうふうなところをしっかりと話し合う、そういうふうな場面が必要なのではないかと。漁民大会には、2,100人、大畑町漁協の田高組合長さんもお出席をなされました。そういうふうな形で、地域の漁民の方々がこの問題に対して本当に不公平感を持っているというふうな認識、私も共通しておりますので、今後さまざまな場面でどういうふうな手法があるのかということ。ただ、沖合漁業者の方々と、がちんこ勝負というふうなことは、これは避けなければいけないことだと思いますし、やはり両方のこの部分、利益をどういうふうにすみ分けていくのか、漁場をどういうふうに管理していくのか、そういうふうなところまでしっかりとした理論構成をして、お互い同じテーブルにつき合うというふうな形、これまた大臣許可でございますので、国に対してのさまざまな部分での働きかけ、そういうふうなものも必要になってくると思います。そういうふうな認識でございますので。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 市長、ご丁寧なご答弁、本当にありがとうございました。

冒頭で国際的に活躍される岸本選手、そしてこの地域を巣立った国内外で活躍される若い方たちをととても尊敬し、エールを送るものであります。けれども、この地域に根差す、そして歴史、文化を大切にし、先人たちから引き継がれたその命を脈々とこの地域でつないでいく、ボランティア活動をしながら、地域を守りながら根差して生活していく人々、若い方たちのためにも、何としても雇用の場、そして経済の活性化につなげていかなければならないと思います。

すべての若い方たちの次の時代のために、どうぞこの議場の皆様、ご理解をいただき、濱田栄子の取り組む漁業問題にご協力をいただきますようお願いいたします。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

午後1時55分まで暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎上路徳昭議員

○議長（山本留義） 次は、上路徳昭議員の登壇を求めます。1番上路徳昭議員。

（1番 上路徳昭議員登壇）

○1番（上路徳昭） むつ市議会第212回定例会、一般質問初日に当たり、最後の質問をさせていただきます上路徳昭と申します。

質問に入る前に、先日「100000年後の安全」と

いうドキュメンタリー映画を拝見させていただきました。フィンランドのオンカロを舞台にした使用済み核燃料の地層処分にスポットを当てた映画でございます。フィンランドも日本の電力供給量と同じく原子力発電が国内の約3割を担っている大事な原子力発電所でございます。他国との電力融通ができるヨーロッパは、日本とは大きく違う点ではございますが、日本の原子力政策よりさらに一歩進んでいるのは使用済み核燃料の地層処分に世界で初めて取り組んでいる現状でございます。

今の生活も大事ですが、後世になるべく負担をかけない原子力を目指し、10万年後の安全を真剣に話し合う政治家の皆様、科学者の皆様、評論家の方々、さまざまな議論が行われている様子がカメラ、フィルムを通し描かれております。私もその映画に映っている方々のように、一政治家として目の前の問題から逃げる気はございません。一つ一つ解決し、かつ未来をしっかりと見詰めて、批判を受けようが、自己犠牲のもと、市民の皆様のために、今後改めて大好きなむつ市のために物事を深く考えて一生懸命頑張っていく次第でございます。

前回一般質問のときに、この壇上にて述べましたとおり、日本には今たくさん問題が、課題がございます。政治の即効性が問われている時期に来ていると思います。原発の安全神話が崩壊し、もはや事故は起こって当然とみなした原発事故の想定や避難、また情報提供、自然災害発生時の被害情報等を早急に市民の皆様にお伝えし、10年後や50年後にむつ市の安全対策は万全だと確証の持てる情報提供サービスの構築に向けて新しい観点から質問させていただきます。

質問事項1、災害発生時における行政対応のあり方について、質問の要旨(1)、防災無線、広報車だけの災害情報ではなく、普及が進んだ携

帯電話やインターネットを活用した今後の情報提供の展望はをお聞きいたします。

続きまして、最近新聞報道やマスコミでも大変騒がれております生活保護不正受給問題についてでございます。日本国全体の問題ではございますが、今後の市政運営にも財政面でも大きな影響を与える社会保障の分野に関し、タブー扱いされてきた生活保護すらも時代とともに透明性を欠き、社会情勢の変化の中で給付が多くなり、負担が非常に膨れ上がるという時代になりました。あの人も大変なんだよという言葉で片づけられない世相になってまいりました。公開された場所でこうやって生活保護問題を解決するためにお話し合いをする機会がなかなかございませんので、この場をおかりし、ご質問させていただきます。

質問事項2、生活保護不正受給問題について。

- (1)、不正受給防止に向けた取り組みについて。
- (2)、市役所だけでなく、親族、ケースワーカー、町内会、市民協働など包括的な支援、また就労活動へ向けた取り組みはの2点をお聞きいたしたいと思います。

以上、2項目、3つの要旨についてお伺いいたします。理事者の皆様方におかれましては、傍聴席に足を運んでいただいている市民の皆様、またエフエムアジュールを通して聞いていただいている市民の皆様にも明快かつ簡潔なご答弁をよろしくお願いいたします。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長(山本留義) 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 上路議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点目の災害発生時における行政対応のあり方についてのご質問であります。ご質問の趣旨は、災害発生時における市民に対する情報提供手段あるいは市の情報入手手段に、普及が進んで

いる携帯電話やインターネットをもっと活用すべきではないかと受けとめました。このことにつきましては、さきのむつ市議会第211回定例会の一般質問の中でも議論したところではありますが、携帯電話やインターネット、その中でもとりわけ今冬のような豪雪で市が情報を得られない場合には、市民の方々がツイッターで共有している情報を活用して、情報提供すべきとのご提言であります。

災害時の情報を得るための手段の一つとして、特に若い世代の方々の間で定着しているツイッターもその一つと認識しており、このツイッターの情報により、事前に危険を回避できたという事例もございますが、東日本大震災では実際の状況とは違う不正確な情報が出回るといったケースもあったと聞き及んでおります。

総務省で発表した平成23年末現在の県内のインターネット利用率が65.7%であることを考えますと、むつ市においてはさらにこの数字を下回るものと予想され、これを補完する手段もまた必要となってまいります。

さきの定例会でもお答えいたしましたように、行政から情報を発信する場合は、迅速でかつ正確であることが問われ、なおかつ責任の持てる情報でなければなりません。ことし2月1日の豪雪の際には、行政の情報収集能力の不足が露呈した形となりましたが、現在主要道路沿線地区や危険箇所を抱える地区の町内会からの情報収集のための体制について検討しているところであります。

今冬のような暴風雪による渋滞車両の対策としては、防災行政用無線が風で聞き取れないことや、被災者が車中にいることなどを考えれば、エフエムアジュールにより災害情報や避難所情報などを流すとともに、各地区の消防団や職員から支援を仰ぎ、避難所へ誘導したり、避難所の備蓄物資を配布するような措置をとることがより現実的な対

応ではないかと考えているところであります。

市といたしましては、ツイッターなどによる情報収集、情勢発信についても研究を重ねていくとともに、正確性、確実性、迅速性といった視点にも意を用いながら、情報の収集、発信については関係機関と連携強化を図るとともに、防災行政用無線、防災・かまふせメール、エフエムアジュール及びホームページなどの既存の情報伝達手段の整備改良等に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、生活保護不正受給問題についてのご質問につきましては、担当よりお答えいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 上路議員の生活保護不正受給問題についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の第1点目、不正受給防止に向けた取り組みについてであります。生活保護法第4条第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低生活の維持のために活用することを要件として行われる」こととなっており、いわゆる保護の補足性を明確に規定しております。したがって、被生活保護者に年金収入、稼働収入等の収入があった場合は、収入として認定した後に最低生活を維持するために必要な額が支給されることとなっております。また、年金証書、給与明細書等の提示によって収入の有無を確認しているほか、所得申告後の確定額との対比や、必要に応じて預金通帳の提示を求めたり、雇用されている会社にその旨照会しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、市役所だけでなく親族、ケースワーカー、町内会、市民協働など包括的な支援、就労活動へ向けた取り組みはについてであります。ご質問の趣旨は、自立助長のための

取り組みについてであります。平成23年度末の被生活保護世帯数は1,263世帯で、その約91%の1,151世帯がいわゆる稼働者のいない世帯であり、このうち約半数は高齢者世帯となります。

一方、稼働年齢層にある世帯の中には、疾病や障害による世帯が含まれており、結果的には就労に結びつかない現状にあります。当市におきましては、平成23年9月から生活保護就労支援員を1名配置し、被保護世帯への自立を目指す支援に取り組んでおります。

支援業務の内容は、自立支援プログラムを策定し、稼働年齢層にあり就労に阻害要因のない対象者に対して就労支援員による求職活動の助言及び指導を行っているものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 1番。

○1番（上路徳昭） ありがとうございます。最初に情報のほうからいきたいと思います。再質問させていただきます。

市長のツイッターの私フォロワーになっているのですけれども、結構配信をなさっておりますが、反響のほうは今現在いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市長発信のツイッターのほうは、さまざまな行事に出席、そして行事に行く途中のさまざまな出来事、例えば四季折々の話題とか、そういうふうなことを発信させていただいております。今ちょっとその部分では、フォロワーが何人とかというふうなことは把握しておりませんが、常に画像を提供したり、その時々々の行事、こういうふうなこと、例えば交通安全に留意しましょうとか、そういうふうなツイッターでの発信は続けておるところであります。また、今後とも続けていきたいと、このように思います。

また、災害の際にも担当のほう積極的にツイッターで発信して、昨年3.11の際にもむつ市の

状況、あれはたしか夜になってからの発信だったかと思うのですけれども、そういうふうな体制、むつ市の状況はこうだよというふうなことは発信をしたところでございます。現在どのくらいの人数というのは、ちょっと把握しておりません。そういうことでございます。

○議長（山本留義） 1番。

○1番（上路徳昭） 私もその情報の流れをいろいろ拝見させていただいて、市長はこういうSNS、ソーシャルネットワークのほうを利用して、すぐくすてきだなと思うことがたくさんあるのですが、情報の配信がどうも一元的になっていないのではないかというのが、ヒアリングの段階でわかった部分であります。それについてなのですが、エリアメールのほうを前回質問したときに、ドコモさんだけだという、企業名挙げてしまえばあれなのですけれども、ほかの大きな2社のほうも契約をするということだったのですけれども、その答えは前回から進んだのかどうか、ちょっと1点お伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ツイッターの運用状況、先ほどちょっと人数がというふうなことでお答えできませんでしたが、データがございました。むつ市公式ホームページ、この部分では1万1,130人にフォローされております。むつ市長フォトレポート、むつレポと申しますけれども、このほうは565人にフォローされております。インターネットによる配信情報では最も早くむつ市の状況を伝えておるところでございます。

また、ムチュラン1世、こちらのほうはてっぺん下北サイトですけれども、地産地消、この部分でPRを発信しておりますが、このほうには1,444名がフォローされているということでございます。

エリアメールのことにつきましては、担当から

お答えいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） エリアメールの件で
ございますけれども、ドコモ以外の2社について
は、現在はまだ行っておりません。時期的にも、
まだいつごろというようなことは明示するこ
とはできませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（山本留義） 1番。

○1番（上路徳昭） エリアメールのほうは、早急
に進めていただければなと思っております。

先ほどのフォロワーの数だったのですが、
約1万3,000人近くですか、非常にこれもま
た目に見える形で、何人が来、それを見るのは自
由なわけでありまして、市長のその市役所とい
うか、行政側からの配信に対して1万3,000人
の人たちがそれを興味を示しているということが
このネットの活用のいいところだと思います。

これについての改善点なのですが、ちょっと疑
問に思ったことが何点かありまして、5月24日、
夜中の零時2分、青森県東方沖を震源にする震
度5強の地震が起きました。そのとき私も市役所
のほうに行ったのですが、結構市民の皆様が
知りたい内容等がなかなか配信されていない
のではないかというふうなことにちょっと疑問
を感じたのです。震度5強だったので、普通
に考えれば、もうすごく大きな地震なわけ
であって、終わって地震後20分くらいして
から防災無線が鳴って、言われたのが火の元
に気をつけてくださいという内容だったの
です。そんなのもう20分たっていたら、一
般の市民の人たちがやっていることは当然
なわけであって、もうちょっと何かあるの
だろうなと思って耳を澄ましていたのです
けれども、この今現状の認識の中で、市民
の方が知りたい情報と行政側が配信しな
ければいけない情報というものの差異とい
うものを、どこか感じている部分という
のはございますでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 地震が5月24日、ち
ょうど深夜12時ごろだったでしょうか、あ
りました。その際、私は休んでおりまして、
連絡が入ったのは10分ちょっと過ぎてから、
地震が発生してから、そして秘書広聴課初
め担当の者がもう出ているというふうなこ
とで、そのときは停電もございませんでした。
そしてまた、津波情報、そういうふうなも
のははっきりとつかんだ後で、先ほど壇上
でもお話をいたしましたように、正確な情
報が入ってからでなければ我々としてそれ
を、情報を発信することは非常にリスクが
あるわけでございますので、この部分で
それがギャップというふうなとらえ方を
されているのではないかと思いますけれど
も、その部分はギャップがあるのは否定
はできません。やはりこれは気象庁なり、
そしてまた青森県、災害のほうの担当
の情報、それらが正式に市のほうに
来てから津波情報、そういうふうな
避難の状況、避難を勧告するとか、
避難を指示するとか、そういうふうな
情報になってくると思います。やはり
その部分については、ギャップがあ
るの、それは当然というよりも、何
となくしたいわけですが、その部分
においては深夜というふうなことも
ありますし、例えば夜中そういう
ふうなことがあると、消防のほう
でただちにそれを案内するという
ふうな、ガイドンスを流すとい
うふうなことになるわけですが、
この部分の時間的なギャップ、
それから情報のギャップという
のですか、情報のおくれ、
そういうふうなところはあ
ろうかと思いますけれども、
できるだけ速く、しっかり
とした情報を捕まえ、受信
をして、そして発信をする
という体制、これはしっ
かりと整えていく必要
があると、このように
思っております。

○議長（山本留義） 1番。

○1番（上路徳昭） あのときたくさんの人に言わ

れたのが、原発は大丈夫かというふうなことを結構言われて、皆さん心配するところが結構違う分野だったりとかするのですが、これが、ちょっと見えるかどうかわからないのですけれども、防災政策課のほうで聞いた、こういう、ラジオを聞いている人はすごくわかりづらいかもしれないですけれども、防災政策課のほうでホワイトボードのほうに被害状況だったり、異常なしということが時間軸で、「零時25分、むつ病院エレベーター停止したが異常なし」とか、「零時35分、東通原発ガル数8異常なし」とか、市民の皆さん、これを知りたいと思ったのです。私も個人的なツイッターとかのほうで、一定今市役所ではこういうのをやっていますよとかというのを配信していて、これをとったのです。まさしくこれが皆さんが知りたい情報といえますか。

本当に過度なのかもしれないのですけれども、昔に比べれば、やはりこういった情報を配信していくほうが、例えば親族がむつ総合病院のほうにいらっしゃるとか、ああ、大丈夫だろうかと思ったときに、むつ市のホームページを見たときに、ああ、むつ総合病院は何もなかったのだとか、そういうふうなのを知れる、安全をお知らせできる一つとなればいいなと思ってちょっとこういったご指摘をさせていただきました。私これのタイムラインというのですが、こういうふうな時間軸に応じてその安全確認がされたものからどんどん公表していくというホームページ上でのタイムラインをつくるべきだと思うのですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 上路議員、ご自身でも情報を過多にすると、過度にというふうな部分もあろうかと思えます。この部分で、例えば今タイムラインのお話、私も承知しておりますけれども、この部分において、例えばさまざまな情報が入って

くるわけです。この部分を全部流すというふうなところ、この部分は過度な情報を与え過ぎるのではないかと、そのことによって、また不安を呼び起こすのではないかと、そういうふうなところがありますので、しっかりと検討はさせていただきます。どういうふうな、どの程度まで。例えば先ほど原発の震度数何とかガルとかというふうなこと、この部分は私にも上がってきません。そういうふうなところまで一般市民の方々に情報として発信していいのかというふうなところ、これらもひっくるめまして検討はさせていただきます。例えばホームページ上には、それはできますので、この部分で何時何分、地震のマグニチュード何ぼ、震度、この前でしたら5強発生いたしました、例えば津波情報が出ました、警報が出ました、そういうふうなことでの瞬時にやっていくシステム、そしてその中でこれだけいっぱい情報があるものの、それをどうやって選択をして安心感を持ってもらうのか、必要な情報はどれなのかと。そういうふうなところの取捨選択をしていかなければいけない、こういうふうな部分もありますので、一概に入ってきた情報を全部出していくというふうなことも、これはいかがかと思えますし、この部分は十分検討させていただきたいと思えます。

ただ、今ホームページについては、指示は出しておりますけれども、その後まだ大きな災害等が発生しておりませんので、その部分は力を発揮して、発揮してほしいのですけれども、例えばもう画面が変わって、フロントのページにもぱっと出て、こういうふうな状況ですよというふうな形、これは指示して今研究を重ねております。そういうふうな事態が起きないような形で取り組んでいきたい。今のお話は検討はさせていただきます。

○議長（山本留義） 1番。

○1番（上路徳昭） ありがとうございます。ぜひ

これは検討課題にさせていただいて、防災無線は一時的な行政の配信というか、そのときだけの時間を使った配信の仕方ですけれども、これからはインターネットというものも活用していかなければいけないので、インターネットというのはあくまでも情報はこちらのほうで大ぴらに出しますけれども、それを判断するのは一個人の自由というところまで行政も一緒に、文明の利器ではないですけれども、つき合っていかなければいけないと、つき合っというか、それを利用してやらないと、もう私たちの世代というか、これは若い人に限ったことではないのですけれども、こういうふうに災害が起きたときに、行政は何をしているのだという言われ方を結構、現状は多分余りわかっていない人が多いと思うのです。先ほど言ったとおり、例えばホワイトボード、こういう件でちゃんと行政はこういう情報を今得ています、こういう情報を得ていますとやることによりまして、非常に行政のほうも、市民の人から見れば、ああ、こんなに情報収集してやってくれているのだというふうに、逆によく思われると思うのです。ぜひこれに関しては進めていってほしいと思います。

この前ちょっとヒアリングの段階と5月24日の地震のときに気づいたのですが、非常に情報配信において、中の部署の連携が、秘書広聴課なのか、防災政策課でそれをやるのかというのか、何かそれがうまくいっていないように見えたのですが、市長はそこら辺どう思われますでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 災害等、地震等が発生しますと、まず防災政策課、これが中心になって情報を集め、そして県からの情報、国からの情報、気象庁からの情報、それらが入ってくるような形になっています。それで、今度はネット配信だとか防災無線だとか、それをまたそこでやりますと、

非常にこれはもう膨大な量になってきます。その部分でしっかりとこの仕事のライン、これをつくってありまして、それを受けたら、では今度は秘書広聴課のほうに防災無線の関係、当然市役所の中にも臨時のエフエムの局も、発信できるような、放送できるような形をとりました。そしてまたネットで流す、ツイッターで情報を伝えると、それを防災政策課のほうで1カ所でやっってしまうというふうなことではないと思うのですけれども、そうしますと、非常に膨大な量になってきまして、そこのところはその危機感を共有すると、情報を伝達するというその思想、これを共有するというふうなこと、この部分はこれからも磨きをかけて、一つ防災政策課が担当していますけれども、基本になるのは防災担当、災害担当でございまして、その部分でしっかりと連携をとるべくその思想、この部分をもっともって磨きをかけて、いざあったときには、そういうような対応をとっていきたいと、このように思っています。

○議長（山本留義） 1番。

○1番（上路徳昭） ありがとうございます。最近発表になりました県の携帯電話の加入数は、県人口の中の大体8割は持っているというので、これを生かさない手はない、もう10人中8人は大体携帯電話を持っているという時代になりましたので、ぜひとも今後もっと活用できる手段を考えていただければと思っております。

続いて要旨2のほうに移りたいと思います。最近よくニュース等で、壇上でも申し上げたとおり、生活保護に関しての問題がすごくたくさんございます。今のご説明によりまして、きっちりとした判断がなされているということですが、国に対する報告等に関しては、問題点とかの事例は国のほうにしっかりと上げているのでしょうか。

1点だけお伺いします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 上路議員の再質問にお答えいたします。

不正受給の事例あるいは具体的な件数、金額につきましては、県当局を通じまして国等へ報告いたしております。

○議長（山本留義） 1 番。

○1 番（上路徳昭） それでは、ケースワーカー等の何かそういう今の時点での問題点とか何か、上げられている部分というのは、現在報告の中でございますでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 例えば現実的に不正受給であるか否かというふうな事例がございました場合は、福祉事務所の職員で構成しておりますケース診断会議を開催いたしまして、具体的に生活保護法第78条の適用が妥当であるのかどうかという判断をいたしまして、その判断によりましては費用徴収、いわゆる返還を命ずるというふうなことになっております。

ちなみに、平成23年度中は、稼働収入の未申告が6件、年金収入の未申告が6件、その他1件で合計13件ありまして、その合計額は1,010万6,543円となっております、法に基づき返還を命じております。

いずれにいたしましても、ケースワーカーのほうでは現実的にその被保護者の不正を発見するというのはなかなか難しい部分はございますけれども、一応疑しいケースにつきましては銀行に照会する、あるいは年1回の一斉課税調査等で収入を調べております。さらには、ケースワーカーが随時聞き取り調査等をして、そういうものを防止するような対策を講じております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 1 番。

○1 番（上路徳昭） ありがとうございます。今13件あったということでございますが、どうしてもこ

ういったニュースを見たときに、私が個人的にちょっと思ったのは、どうしてこうなってしまったのだらうというふうなものも1つあるのですが、ちなみに生活保護を受けて自立をした方はいらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 就労支援により自立した事例はあるのかというお尋ねであります、平成23年度中のいわゆる稼働年齢者は、全体で150名おります。このうち就労阻害要因がない者70名に自立支援プログラムを拡大いたしまして、さらにはハローワークむつとの連携強化のもと、支援の同意を得た5名に対して求職活動の支援をした結果、2名の雇用につながっております。また、平成24年5月末では、18名に自立支援プログラムを実施しており、既に2名の雇用につながるなど、一応一定の成果を得ております。

また、市では若年者の就業支援を行っている県のジョブカフェあおもりサテライトスポットむつ事務室を市役所内に提供しておりますが、ここではカウンセリングや職業適性診断等も行っており、昨年度の延べ利用件数は1,044件となっております。8月には、そのジョブカフェあおもりの機能とハローワークが行っている若年失業者、学卒者等への職業紹介や求人検索ができるハローワークヤングプラザと悩みを抱える若者の就職を支援する若者サポートステーションの3つの機能を一体化した総合窓口として新設されることとなっており、若年者の就業支援の強化が図られるものと考えております。

いずれにいたしましても、被保護者及び当該世帯が一日も早く自立助長できるような、少なからずそういう体制づくりを行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 1 番。

○1 番（上路徳昭） ありがとうございます。今そ

の自立支援に向けたことを行っているということで、国も積み立てをしながら支給するという方法も検討の価値があるということを何かこの前新聞報道で見ましたが、そういったことも今後検討なされるということによろしいでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） まだその点につきましては確定した話ではございません。いわゆる脱却インセンティブの強化という事業の中で就労収入の一部を積み立てて生活保護脱却時に一括還付するという就労収入積立制度というふうなものをまだ内部で詰めている段階だということで、正式な法的な根拠あるいは運用としての通達というのはまだ来ておりません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 1 番。

○1 番（上路徳昭） ありがとうございます。これも予算の関係に絡むのですが、4分の1負担から2分の1負担になるということも国のほうで言われていますけれども、そういった想定の中での予算は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） その点につきましても、まだ国の動向が確定しておりませんので、また予算の問題でありますので、この場で軽々にはちょっと申し上げられませんので、何とも言えませんが、地道に保護費の動向等をこちらで分析しつつ、健全な保護行政、適切な保護行政に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 1 番。

○1 番（上路徳昭） 1 点このニュースを見て、これはすごく解決したいな、どうすれば解決できるのだろうと考えたときに、1 点だけ思いついたのが、都道府県知事へ届け出をすれば救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿泊提供施設

を設置できるという権限が各市町村にはございませぬが、こういったものを活用して、旧校舎を利用して、例えばその生活保護者に関して1 点に集めるといった施設をつくるというのは、市長、どうでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 空き校舎を使って、そこに集約をして、はっきり言って収容しなさいというふうなことのイメージでとらえたのですけれども、それはなかなかこういうふうな時代の中では非常に厳しいものがあると思います。

ただ、この不正受給の部分について、私はこの論域と申しますか、議論をするその範囲、これを大きく3つ分けて考えていかなければいけないのではないかなど。これを一緒にたにして考えていくと非常に議論が錯綜してしまいますので。

まず1つ目は、生活保護の不正受給ないしは脱法的な不適切な受給の有無を精査をして、そして何らかの問題を含むケースに関しては、それは是正を求めていくと、これがまず1つの論域だと思います。そして2つ目には、その制度と運用の間に乖離が見られた場合、どのように制度を変えていくべきかということ、これを論じていく必要があると。これは、当然市のほうからの情報を県、国のほうに伝えて、その制度の運用、そういうふうなものを考えてもらうと、こういうふうな2つ目の論域、議論する範囲があると思います。そしてまた3つ目は、例えばこれはよくお話が出てきますけれども、生活保護が発生しやすい、これはマクロ的要因、これを探っていく。つまりこれは経済政策、こういうふうなものになると。これを一緒にたにしてしまうと、非常に議論がぼけてしまうというふうなところがあると思います。やはりそういうふうなところを論域をしっかりと分けて、この部分、この部分、この部分というふうな形でそれぞれ分けて、そしてトータル的な意味で

の生活保護というふうなところ、これを考えていく必要があるのではないかと、このように思います。

ただ、前段で議員お話しの1カ所にまとめてというふうなことは、非常にちょっと無理なことだと思います。私の感想です。

○議長（山本留義） 1番。

○1番（上路徳昭） これ私前回民生福祉常任委員会にいたときに、この問題にちょっとふれたときに、本当に難しい問題であり、個人的には、最終的には人々の根性論につながるのではないかというのが連想されたのですが、先ほどあちらのほうから人権侵害だとか、そういうふうな声も聞こえてきましたけれども、恐らくそういうことをすることによって人権侵害とみなされるか、自分はこの問題がニュースにぱっと出たときに、自分の知り合いの方だったりとかとそういう話をしたときに、やはり税金であるわけではないですか。それが先ほども壇上で述べたとおり一昔前、戦後からこの問題提起されるまでは、ある程度、彼も大変だからとか、あの人も大変だからとかというふうなことで許された部分かもしれませんが、ここまで問題が大きく膨れ上がったときに、私たちがこれから解決しなければいけないところに来ていると思うのです。それは、各個人のいろいろやり方があるとは思いますが、人を介してやらなければ人というのは変わらないと思うのです。

ケースワーカーの方とか、そういった方に知り合いがいて話を聞いたときに、これをやめろとかあれをやめろといったときに、内情的には、おまえはおれを殺す気かというくらいの、保護者のほうからそういうのがあったと。そういうのを聞いたときに、やはり確かに人権と言われれば人権なのですけれども、これはすごく難しい問題なのですけれども、これをどうにかして解決したいという思いはすごくあるのです。一番最初に聞いた市

長のそのお話の中で、自分が今こう思った中で、施設をやったほうがいいのではないかという答えが出たのですけれども、市長としては何かこういう今のこの問題に対して思い描く解決方法とかというのはありますでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 解決方法と申しますと、やはり先ほど3つの論域があるというふうなお話をしましたけれども、やはり不正なことがないのかと、行政の立場とすれば、この部分をしっかり情報を収集し、そして適正な形で運用されるような、そういうふうな体制を確立をしていかなければいけないなど。非常にそこの部分においてはケースワーカー、今お話が上路議員のほうから出ましたけれども、非常に大変な今仕事をしております。

ただ、基本的に生活保護というふうな部分は、法によりますと親族による私的扶養及び他の制度による公的扶助が生活保護に優先すると、こういうふうなことであります。つまりこれは、保護の補足性の原則に基づいているのだと。生活保護は、万策尽きた後の最後の手段であるというふうな、この精神があるわけでございます。この部分においては、例えば生活保護に優先する親族の私的扶養というふうなのは、これ民法の中に規定されているのですけれども、直系血族及び兄弟、姉妹等に義務づけられているわけでありまして。しかし、今そういうふうなコミュニケーションすら希薄になってきた中でふえていると。先ほど言いましたように、経済政策の部分で3つ目の論点なのですけれども、この部分でふえていると。さまざまなこの要素が重なり合っているわけですので、これをまず1つずつ議論をしていって、総合的なとならえ方をしていかなければいけないだろうと、こんな思いを現在いたしているところであります。

その中で、先ほどのそういうふうなことは、なかなかこの場で発言できるようなことでは私は解

決はできないと、こういうふうに思います。例えば1カ所に集約をしてさまざまな形というふうなことは、今の時代にまさしくそぐわないものであるし、やはり憲法で保障されている最低の生活、これを保障していくというふうなものもあるわけでございますので、ただそれはその後を受けて生活保護法、こういうふうなものがありますし、民法で今ご紹介したような直系の血族、そういうふうな方々がしっかりとその部分で私的扶助をしていくのだと。それが万策尽きたときに生活保護と。生活保護を受ける人は、やはりそのうえでは行政としては十分チェックはさせていただいて、しっかりとした形で対応させていただくと、不正受給のないような対応をしていくと、これを進めていくのが行政としてのあり方と、このように思います。

○議長（山本留義） 1番。

○1番（上路徳昭） そうですね、経済のほうも絡んできますので、大変なことなのですからけれども。

経済の成長を考えたときに、その当時のときよりもはるかに豊かになっている中で、またふえているという現状も何か不思議なことにあるのです。あくまでも私の見方なのですからけれども、そういう法律上だったりとか憲法上のことを考えれば、生活保護法の中には、自立に対しての補助と前文の最後のほうに書かれていますので、私が言っている観点はその自立のほうから攻められないかという観点でお話をさせていただきました。先ほど出たケースワーカー、こういった人たちをもっとふやすこととかは可能なのでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 自立の観点からというふうなことは、やはりそういう意味では行政として手をこまねいて何もしないというふうなことではございません。さまざまな形、先ほど担当部長からご紹介ありましたように、少しではありますけれども、

2人ないし3人くらいずつの就労というふうな形が実現しておりますので、これもこの就労についてはまだ緒についたばかりであります。たしか3年くらい前から非常にそういうふうな状況で、若い人、要するにまだ仕事が当然できるような人もその保護を受けているというふうなことに着目をして、やはり仕事をしてもらおうと。そのためには、さまざまなマッチングをしてもらわなければいけない。そういうふうな形で、今市役所内にもジョブカフェ、そしてまた夏にはもうちょっとスペースを広げてさまざまな形でそういうふうな情報を提供できるような体制をとっていきます。その部分で自立を促していきたいと。ただ、ケースワーカーの部分というのは、ことし1名ふやしたそうでございます、1名ではございますけれども。

そういうふうな形で、ただケースワーカーも、先ほどお知り合いの中でケースワーカーという話が出ましたけれども、非常に厳しい仕事に携わっております。この部分も我々ではできるだけ厳しくやるとさまざまな反応が出る、リアクションが出てくる。黙っているとさまざまな中央のほうで起きたような事案が出てくる。その部分については、先ほどの論域を3つに分けた中の第1点目、こういうふうなところで対応していかなければいけないだろうと。そして2点目、制度との乖離があれば、さまざまな運用の部分において乖離があれば、それなりの県、国へ対しての要望と、こういうふうなことになってくるものと、このように思います。

○議長（山本留義） 1番。

○1番（上路徳昭） ありがとうございます。非常に難しい問題です。

最後に、大阪市の橋下市長さん、有名な方がいらっしゃると思いますが、あちらのほうは過激なやり方をして、警察のOBを雇い、探偵まがいな

お仕事をさせて、不正受給がないかどうかというのを1人ずつ洗いざらしにやっていくという方法でやる方もいらっしゃるし、私は先ほど述べたとおり、自立に向けた方向で、生活保護については全然悪いとも思わないですし、もしかしたら私もそういう立場になる可能性もある一人として、そこから自立をいかに促していくかというのをむつ市独自でそういうふうなこともたくさんやっていければ、この社会問題にもなっている中、そして年々、年々右肩上がり、そして来年もふえるのではないかとされている中、そういったことに対しては税金も絡んでいることですので、ぜひ何かいい案があったらこれからも提案させていただきますので、よろしくお願ひします。

これで私の質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、上路徳昭議員の質問を終わります。

午後2時55分まで暫時休憩いたします。

午後 2時45分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 議案質疑、討論、採決

◇議案第43号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第43号平成24年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第43号の岸本選手の応援実行委員会補助金について4点質疑させていただきます。

岸本選手については、大変な努力でオリンピック日本代表になるということで、相当苦勞されてここまでたどり着いたのだと思います。本人の頑張りに敬意を表したいと思います。そして、このたびこの応援実行委員会に補助するということで、100万円の提案をされておりますので、お聞きしたいと思います。

まず1点目は、この応援実行委員会というのはどのような団体なのか。そして、補助をすることになった経緯をお知らせください。総額で230万円かかるうちの100万円の補助ということでありますので、経緯を聞きたいと思います。

次は、今までもオリンピックに出られたむつ市出身の方がいらっしゃいますが、このたびこのような事例に補助をすることになりましたが、基準があるのかないかお知らせ願ひたいと思います。

最後になりますが、算出の根拠のところには壮行会、報告会、またパレードとありますが、行政のほうにこの企画の計画書または提案書が提出されているのか、そして提案されているのであれば、その詳細をお知らせ願ひたいと思います。

答弁の前に、あくまでも公費を負担するというで、こういうことをしてはだめだというふうな思いはありませんが、やはり議会のチェック機能として、公費を負担する以上さまざまお聞きをしたいということが趣旨でありますので、答弁をよろしくお願ひします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 齊藤議員の4項目にわたるお尋ねにお答えいたします。

1点目の実行委員会とはどのような団体なのかということでございますが、これは市内31団体のスポーツ団体が加盟するむつ市体育協会が中心となって組織しておりまして、主なこの実行委員会の構成団体といたしましては、スポーツ関連の団体

のほか地元経済団体、学校など、現在はきょうまでで16団体がこの構成員となっております。そのほかにむつ市長を初め現在までで11人の皆様、これは市内各界各層の中から11人の皆様に顧問としてご就任をいただき、さまざまなアドバイスとか協力を得たいと思っております。こういうような市民が一丸となって支援をするという体制が整われている団体であろううちのほうでは判断をしてございます。

また、補助の経緯でございますが、この実行委員会で掲げる岸本選手のこの記念する快挙、市民に対して感動と勇気と希望を与えてくれた、このことにこたえる意味で、むつ市民がこれまで一丸となって同選手を支援したいというこの目的のもとに各種事業が計画されておりますことから、これは公益性の観点から、この公益性を認めて補助を行うこととしたものでございます。

事業計画等につきまして、若干お尋ねがございましたが、これは現在のところは書面とかで提出されておるものでございまして、あくまでも実行委員会のほうから申し出という形で、それを整理したうえで事業費として提案をさせていただいております。

次に、3点目でございます。補助金の基準はあるのかとのことでございますが、補助金の交付につきましては、むつ市補助金等に関する規則、そしてむつ市体育スポーツ振興事業運営費等補助金交付要綱に基づいて、かつ予算の範囲内において交付することとしてございます。

最後に4点目でございますが、壮行会、報告会、パレード等事業の詳細ということでございますが、現在実行委員会では既にむつ市体育協会会員を初め市内の経済関係団体など、また同時に岸本選手にゆかりのある方々をお招きをして、今月の22日の壮行会、この開催に向けて準備を進めていると聞き及んでございます。また、報告会並びに

パレードでございますが、実行委員会ではオリンピックの競技終了後の予定としてございまして、これは本人のスケジュールや所属団体などとの兼ね合いもございまして、現段階で日程等詳しい内容はお示しすることはできませんが、報告会では対象者を子供を中心に、そしてパレードは市内数カ所で行う、そういう計画が示されてございます。

また、壮行会の関連事業として今後の岸本選手の強化、合宿等、これに充てる活動費、これを支援するために、その事業が組み込まれておりますほか、オリンピックで着用したユニホームも、これはお借りできればという話でございましてけれども、展示する事業とか、あとは応援メッセージ、これはメールとか、例えば庁舎玄関にメッセージを記帳するノートを置いて、それに書き込んでもらうとか、こういうものの応援メッセージの受け付け事業も含まれております。いずれの事業を行うにしても、これは選手本人に要らぬプレッシャーというのは与えたくない思いでございまして、当然選手やご家族、そしてその所属団体の意向を尊重したうえで実施すべきものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 今話を聞くと、やはり応援するためにいろんなことをしたいということで、100万円だったら少ないのではないかと。全体の予算が230万円なので、そのうちの基準によって100万円補助ということでありますが、やはりここまで来た本人の努力、そしてむつ市のイメージ効果を上げるための本人のキャラクターも含めて考えると、全然100万円では足りないぐらいだというふうに感じております。

ただ、事業内容が余りにも大き過ぎ、例えば私も少しでも応援したいなというふうに思っ

ていても、どこに行つて何をすればいいのか、どういふふうにすればいいのかというのがはっきりしていません。他の団体ということになると、余り詳しく突っ込むことができないのは知っていますが、それにしてもやはりもう少し詳しくお知らせしてもらわないとなかなか公費を簡単に100万円出しますよ、お願いしますといふふうなことにはいかないのではないかとこのように思いますが、詳細もう少し知っていたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 詳細につきましては、今知り得る限りの中で担当のほうからお答えをいたしますけれども、斉藤議員におかれましては非常にこの金額では少ないのではないかと、応援のメッセージをいただいたものと、このように感じておるところであります。

壮行会、そしてまたパレード、そしてまた報告会、こういうふうなものは、私とその団体のほうに一応打診をして、とにかく子供たちの未来に、要するに岸本選手はあこがれの人なわけでございますので、あこがれの人と多く接してもらうために子供たちとの出会う場面、こういうふうなものも設定をしていきたいと、このように思っています。

非常にこの金額では少ないのではないかと、まさしく応援メッセージだと、このように感じて、本人にもお伝えをさせていただきたいと、このように思います。ぜひともこの部分でご理解を。さあ、どうすればいいのかなと。専決をすると、また通年議会の話になりますし、さまざまなことを勘案しながら対応していきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 今私どもで把握しておりますのは、実行委員会でも直近の事業につつま

してはある程度の詰めは行つておるわけですが、先ほど申し上げましたとおり、大会後のスケジュールにつきましては、まだ本人の意向等もしつかりと確認ができておりませんので、詳細は詰まっていない状況にあると伺っております。

今月22日に行われる壮行会につきましては、基本的に最低でも、予算上ですけれども、120の市内の各界各層の皆様にご案内を申し上げたいといふふうに思っておりますし、その会費の一部の中には支援費というものもご案内いたしまして、含まれているという形で開催していきたいといふふうに考えております。

それと、さまざまな広報ができていないのではないかというふうなお話でございますが、これは確定といえますか、標準記録を切つて、この間の日本選手権で6月9日に優勝して、その2日後に日本陸上競技連盟、11日になりますが、12時過ぎに市長のところに電話が入りまして、日本陸上競技連盟として日本オリンピック委員会に推薦するのは岸本選手であるといふふうなことが11日にわかつて、それから動き出している実行委員会でございます。昨日には、一応設立の実行委員会がありまして、きょうお話ししているような内容の事業メニューが紹介され、その中で実行委員会の中で承認をいただいたということでございます。そして、きょう御議決をいただければ、この後ただちに具体的な行動に入る予定となっております。

また、事業費の中には最低限度のものしか示してございませんが、この実行委員会の目的というのは、単に壮行するということではなくて、オリンピックに臨むということは非常に経費がかかることでございます。日本はたしか2つ前のオリンピックから、そのオリンピックの参加経費を全額負担していただけるということになりましたけれども、まだまだオリンピックの前の、例えば合宿とかさまざまな強化策がありますが、その経費に

については全く個人持ちというようなこともございますので、実行委員会の中ではその部分について強気に支援していきたいというようなこともございます。そのためには、今後さらなる寄附活動がこの実行委員会の中で展開される模様となっておりますので、

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 部長、しゃべり過ぎです。そんなに説明しなくても、やらないとだめなことはよくわかっていますから。

そこで、初めに聞きましたが、やはり将来のことを考えると、基準が必要だと思うのです。岸本選手だけのことではありませんが、まだ若いですから、次のオリンピックも行く可能性があります。やはりこの際こういうふうな大きい大会、日の丸をつけて世界に出ていく場合は、こういうことをするのだということも具体的に事業として準備しておくべきだと思いますが、市長、どうでしょう。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 実は、ちょっと歴史を振り返ってみますと、平成8年にボートの渋田選手、吉田選手、そして女子サッカーの野田選手というふうな形で、そして平成12年に吉田さんのシドニーオリンピックというふうな、ボートのほうで、今までこういうふうな方々がオリンピックに出場してありました。その中で、このボート選手、ちょっと学校の関係で私が幹事役をいたしまして、さまざまな形で市のほうに、当時の財政課長、また市長のほうにもお願いをした経緯がございます。しかしながら、その当時は非常に財政が厳しくて、今御議決をいただきますと100万円なのですけれども、そのけたが違う10分の1程度でしたでしょうか、5分の1程度だったでしょうか、そういうふうな形の議決を経たわけではなくて、交

際費としての激励金というふうな形でちょうだいした記憶がございます。しかしながら持続可能な財政運営がなされていくという前提ではありますけれども、例えば4年後を目指すためにはどういうふうな形、また国際大会、その国際大会もスポーツに限るのか、文化事業とかそういうふうなもの、文化活動、そういうふうなものをどうするかというふうなことがあろうかと思えます。そのためには、財政調整基金をいざ災害に備えることもそうですけれども、こういうふうなすばらしい偉業だと思います、むつ市の若い人にとっては。また、夢も与えてくれます。そういうふうな方のために、やはり財政調整基金もしっかり蓄えておかなければいけないだろうし、子ども夢育成基金ですか、ありますけれども、あの部分においては小・中学生の全国大会、東北大会の出場の補助率2分の1だったでしょうか、そういうふうな形で補助をしております。それよりもビックな大会、これに日の丸をしょっていくわけですので、この部分では自らの財政調整基金も蓄えておかなければいけませんし、4年後に向けてどういうふうな、もっともっとオリンピックに出てくる可能性があるかと思えますので、そういうふうな部分は十分研究と検討をさせていただき、そして例えばオリンピック夢基金とか、そういうふうなものが可能であるかどうか、ただまだそこまでの余裕がありませんので、こういうふうな形になったと。今後しっかりと研究と課題とさせていただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 3時12分 休憩

午後 3時12分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

次に、3番工藤孝夫議員。

- 3番(工藤孝夫) 歳出の施設改修事業について、2点ほど伺います。

私今冬の雪が消えてから川内町管内の公民館施設の全部を、外からではありますけれども、拝見させていただきました。その中で施設の屋根の軒が何メートルにもわたって折れて大きく破損している施設に桜川、湯野川、畑の3つの地区公民館があります。そこで、この川内公民館等改修事業費、この中にこの3地区の公民館の改修費が入っているのかどうか、これがまず1点。

それから、2点目は、この屋根の破損ばかりではなくて外壁など相当損傷している公民館もあります。こういう各公民館施設の損傷の状況をつかんでいるのかどうか。そして、今後のそういう施設に対する改修方をどのように考えているのか、あわせてお答え願いたいと思います。

- 議長(山本留義) 教育部長。
- 教育部長(齋藤秀人) 工藤孝夫議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの1点目の川内公民館等改修事業の中には、議員お尋ねの桜川、湯野川、畑地区公民館における今冬の積雪による軒折れに係る屋根修繕の改修事業費が含まれての予算計上となつてございます。

次に、ご質問の2点目でございますけれども、地区公民館の状況把握と今後の改修方をどのように考えているかとお尋ねにお答えいたします。地区公民館は、川内地区に14館、大畑地区には7館ございます。これらの公民館は、昭和40年代後半及び昭和50年代の前半に建設されたものが多く、建設後30年以上を経過し、老朽化している現状ではありますものの、利用はできるように維持管理に努めておるところでございます。

公民館の損傷などの状況把握につきましては、

地区公民館長からその状況報告を受けているほか、職員が見回りをして状況の把握に努めております。その損傷の解消につきましては、これまで台風被害による屋根修理や床の修理などで利用に不便を生じる緊急性を要するものから随時対応してまいってございますし、これからもそのような考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

- 議長(山本留義) 3番。
- 3番(工藤孝夫) わかりました。非常に利用の多い地区公民館、施設でありますので、早目早目の改修の対策、これに努めていただきたいということを要望しておきたいと思つています。
- 議長(山本留義) これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

- 15番(中村正志) 議案第43号 平成24年度むつ市一般会計補正予算中の保健体育総務費の岸本鷹幸選手応援実行委員会補助金について質疑をさせていただきます。

岸本選手を応援しようという気持ちは、宮下市長、応援実行委員会、そしてむつ市民の皆様と私は何ら変わりはありませんが、今回のこの補助金という形での提案しか方法はなかったのかということに対しまして、強い疑問と戸惑いの感情を持っているということを最初に申し上げて質疑をさせていただきます。齋藤議員と何点か重複する点がありますので、その部分はご了承願いたいと思つています。

まず、今回の補助金、むつ市補助金等に関する規則にのっとった適切なものであるのかどうか。先ほどの部長の答弁であります、適切なものだというふうな答弁がありましたので、それを聞いたうえで、そうしますと、この申請書はいつ提出されたのでしょうか。そしてまた、市としていつ受理したのでしょうか。そこら辺のことをお聞き

したいと思います。

その規則の中の第3条第1項の第1号でいきますと、補助事業の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定日、その他補助事業等の遂行に関する計画、また第4号では交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎というのを提出することになっております。また、同じく第3条第2項の第3号では、補助事業等の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法というのを出さなくてはいけないというふうになっておりますが、先ほどの話でありますと、これに関しては書面はないということでありました。この書面はないというのは、同条3項の規定により市長が要らないと判断したものなのかどうか、これが1点目です。

そして、今回の応援実行委員会、どういう団体なのか、先ほどの説明で大まか、概要はわかりました。そこで、これ設立年月日はいつなのでしょう。先ほどの話でありますと、昨日設立総会をやったというふうな説明をされましたけれども、そうしますと、どうもタイムスケジュール的に無理がある提案ではないかなというふうに私感じております。9日土曜日の夜の決勝で優勝しました。そして、市長のところには11日月曜日の午後零時23分に電話が入りました。そして、翌12日には私たちに追加の提案があるということで議運の開催の要請があり、13日に議案が提出されておりました。設立総会がきのうであると、設立前に提案されたということで、やはり岸本選手を応援するうえでこういうふうな手順というのはどうかと思いますので、そこら辺は、言い方は悪いですが、反省をしてもらいたいというか、きちんと進めていかなければ、本人に要らぬ心配がかかってしまうおそれがあるということを指摘しておきたいと思います。

このことは、意見を述べるだけにしますが、や

はり応援するというのは本当にいいことだと思いますし、ただ私に変だなと思うのは、岸本選手本人を支援補助するのではなくて、応援する人を支援補助すると。そういう形が非常にまどろっこしいと思うのです。これはどうなのですか、直接本人を支援するという形は今の市ではとれないのでしょうか。

以上、とりあえず最初に2点お聞きしておきます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、中村議員、補助金の手法しかなかったのかというふうなことであります。この部分においては、やはり財政的な部分で支援をするというふうな形で、先ほどこの時系列でお話がありましたけれども、6月9日、日本選手権で優勝したわけです。ただ、その後正式な発表を待ってからでなければいけないと。この部分で6月11日のお昼過ぎにありました。そして、私の頭の中をよぎったのは、まず壮行会をやらなければいけないだろうと。そして、できたらパレードもやって、多くの市民の皆さんのムードを盛り上げてもらって、テレビ機軸でも応援をしてもらおうと、そして市全体として応援をしているぞというふうなところをまず見てもらう。そして、今度は岸本選手の日程の調整を図りました。6月21日に青森のほうに入って、22日しかこちらのほうに、監督のほうからお許しを得て、この日しか来られないと、こういうふうなことの経緯でございます。そこで、日程的にはそういうふうなことで議会のほう、今度は月曜日になると18日というふうなことで、そうするともう22日の直前になってきて、今度実行委員会をつくったところで、なかなかその経費的な部分も大変であると。全くないところから、ゼロからのスタートでございますので、できるだけ早く御議決をいただいて、実行委員会のほうに活動のしやすい状況をつくってや

るのもまた応援の一つであろうと、こういうふうな形の中で考え、進めたところでございます。やはり先立つものは、その部分においては金銭の部分、この部分を財政的にしっかりとバックアップしていかなければいけないという思いから指示をして、実行委員会のほうの会長ともお話をさせていただき、昨日実行委員会の結成というふうなところになったところであります。よろしいでしょうか。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 時系列的にいて、非常に短期間でやらなくてはいけないということで理解をします。ただ、せめて設立した後の申請というふうな形にしていただければよかったなというふうに思います。

そこで、総額230万円の予算であります。今回100万円補助します。残りの130万円については、実行委員会のほうではどのように調達するのかというふうな部分についてはお聞きしておりますでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどの答弁の中で、市として補助金の手法しかなかったのかということの部分なのですが、それ以外にも当然記者会見をし、そして全県的な報道もされ、そして懸垂幕も、これは予備費の中で下げさせていただき、またささやかですけれども、花火を5発上げさせていただいて、そういうふうなことでデモはさせていただきました。そういう意味で、さまざまな形で市民の注目の喚起というふうなことではある一定の効果があったものではないかと、このように思うところであります。

申請書の部分なのですが、この部分では予算が御議決をいただいた後に正式な形で実行委員会のほうから提出になる予定でございます。この部分においては、しっかりとその組織の中でさ

まざまな形の中で監査、そしてまた実行委員長、設立総会が昨日14日開催され、そして発起人のごあいさつがあり、会則も決定し、そして監事、そういうふうなものも決めた中でのスタートをしたわけでございます。この御議決をいただいた後に、正式な形でこの予算の中での形で申請がされるものと、このような経緯になります。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 3回しか質疑できませんので、今私先に立ってしまいましたけれども、答えを聞かなかった部分は次の中でお話をしてほしいと思うのでありますが、やっぱりこのような形で、急ぐような形で、ちょっと無理があるような形での提案になってしまったというのは、先ほど斉藤議員もお話ししましたけれども、直接支援したい人に補助、支援できる体制がないということが一番の問題だと思うのです。先ほど市長は、今後研究しますというふうなお話をしておりましたが、今後とは言わずに、すぐやらなくてはいけないのではないかなというふうに私は思っております。

それは、去年テグの世界選手権に出たときからこうなることはある程度予想ができていた話だと思うのです。ならば、きょうのこのときまでにそういうことを見越してつくるというのも、これまた必要だったのではないかというふうな思いをしております。

そして、今回の補助金であります。これは実行委員会を応援するのですけれども、気持ちとしてはどういう形になるかわかりませんが、この100万円が実行委員会を通した形で直接本人に行くというふうな形がとれば本当にいいなと思うのでありますが、そこら辺までは実行委員会の中でのお考えだと思いますので、市当局としてはお答えできないと思いますが、ぜひそうしてほしいということ、3回目ですので、最後ですので、お話をしておきたいなというふうに思います。

3回目の答弁のほうは、先ほどの130万円の集め方と、直接活躍する本人に支援ができる体制をすぐつくるべきではないかということを再度お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 市の100万円の補助以外の部分の財源というお話でございますが、これは壮行会におきましては、約150人分の会費収入を見込んでおりますし、また助成金といたしまして、むつ市体育協会からの助成金、そして寄附金とか広告とかという形で、予算においては45万円程度を見込んでございます。

本人にその活動強化費ということで、この予算の中では50万円を見込んでございます。市の補助金というのは、事業全体に行き渡るものでございまして、そのうちの一部は最終的には本人のほうに強化費として渡るといようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第43号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月16日及び17日は休日のため休会とし、6月18日は横垣成年議員、浅利竹二郎議員、菊池光弘議員、東健而議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時31分 散会